

# 伊方町 第1次地域福祉計画

令和7（2025）年3月  
愛媛県 伊方町



## ～ 目 次 ～

第1章 計画の策定にあたって -----	1
【1】社会的背景と趣旨 -----	1
【2】地域福祉の考え方について -----	2
第2章 計画の概要 -----	4
【1】計画の位置付け -----	4
【2】計画の策定方法 -----	8
第3章 伊方町の福祉を取り巻く現状と課題 -----	9
【1】人口等の現状 -----	9
【2】高齢者の現状 -----	16
【3】障がいのある人の状況 -----	18
【4】子育て支援の状況 -----	20
【5】地域の状況 -----	22
【6】福祉的課題を抱えている人の状況 -----	23
【7】アンケート結果の概要 -----	24
【8】本町の課題 -----	34
第4章 計画の基本的な考え方 -----	36
【1】基本理念 -----	36
【2】施策体系 -----	37
第5章 施策の展開 -----	38
【基本目標1】地域福祉の意識づくり -----	38
【基本目標2】交流の場づくり -----	40
【基本目標3】福祉の担い手づくり -----	42
【基本目標4】困りごとに寄り添う相談支援体制づくり -----	44
【基本目標5】暮らしを支える多様な支援体制づくり -----	48
【基本目標6】安心して暮らせるまちづくり -----	51
第6章 伊方町成年後見制度利用促進基本計画 -----	54
【1】計画策定の社会的背景と趣旨 -----	54
【2】計画の期間及び評価・見直し -----	54
【3】本町の現状 -----	55
【4】基本的な取組方針 -----	57
【5】施策の展開 -----	58

第7章 伊方町再犯防止推進計画	62
【1】計画策定の社会的背景と趣旨	62
【2】計画の期間	62
【3】計画の対象者	62
【4】愛媛県の動向	63
【5】再犯防止施策を取り巻く現状	63
【6】施策の展開	68
第8章 計画の推進	70
【1】計画の推進体制	70
【2】計画の点検及び評価	71
資料編	72
【1】伊方町地域福祉計画策定委員会設置要綱	72
【2】伊方町地域福祉計画策定委員会名簿	74

---

# 第1章 計画の策定にあたって

---

## 【1】社会的背景と趣旨

---

### 1 計画策定の社会的背景

我が国においては、総人口の減少や少子高齢化、高齢者のみの世帯の増加などの進行に歯止めがかからず、地域における住民同士で支え合う力の低下が危惧されています。

このような状況を背景に「ひきこもり」や「孤独死」などに加え、近年では、高齢の親が独身無職等の子どもの生活を支える「8050問題」、高齢者が高齢者を介護する「老老介護問題」、介護と子育てを同時に行う「ダブルケア問題」、本来、大人が担うべき家事や介護を子どもが過度に行っている「ヤングケアラー問題」など、人々が抱える生活課題は多様化、複雑化しています。また、現在は第5類に移行した「新型コロナウイルス感染症」の拡大は、事業の縮小や廃業、生活苦や精神的ストレスを抱える人の増加など、社会に大きな影響を与えてきました。

これまでの社会福祉制度は、高齢者や障がいのある人、子育て家庭や生活困窮など、その対象や分野ごとに公的な福祉サービスの充実が図られてきました。しかし、これまでの福祉サービスだけでは、複合的な生活課題を抱える人への対応が困難な事例も表面化してきました。

このように、多様化、複雑化する社会的課題の解決に向けて、国においては、制度や分野を超えて、住民をはじめ多様な主体がつながり、支え合う力を発揮することで、誰もが住み慣れた地域で安心して生活することができる「地域共生社会」の実現を目指し、様々な施策を推進しています。

「地域共生社会」とは、制度や分野による「縦割り」や「支える人」「支えられる人」という関係を超えて、地域住民や関係団体など多様な活動主体が、分野や世代を超えてつながることで、一人一人の暮らしと生きがい、地域を共につくっていく社会と位置付けられています。

### 2 計画策定の趣旨

「地域福祉計画」とは、地域住民の多様化、複雑化する支援ニーズに対応することができる「地域共生社会」の実現に向けた、地域における福祉活動の仕組みづくりを定めた計画です。

本町では、社会環境や地域における福祉を取り巻く現状をはじめ、アンケート調査による町民の意識やニーズ、関係団体の意見等を幅広く聴取し、誰もが安心して暮らせるまちづくりに向けて「伊方町 第1次地域福祉計画」（以下「本計画」という。）を策定します。

## 【2】地域福祉の考え方について

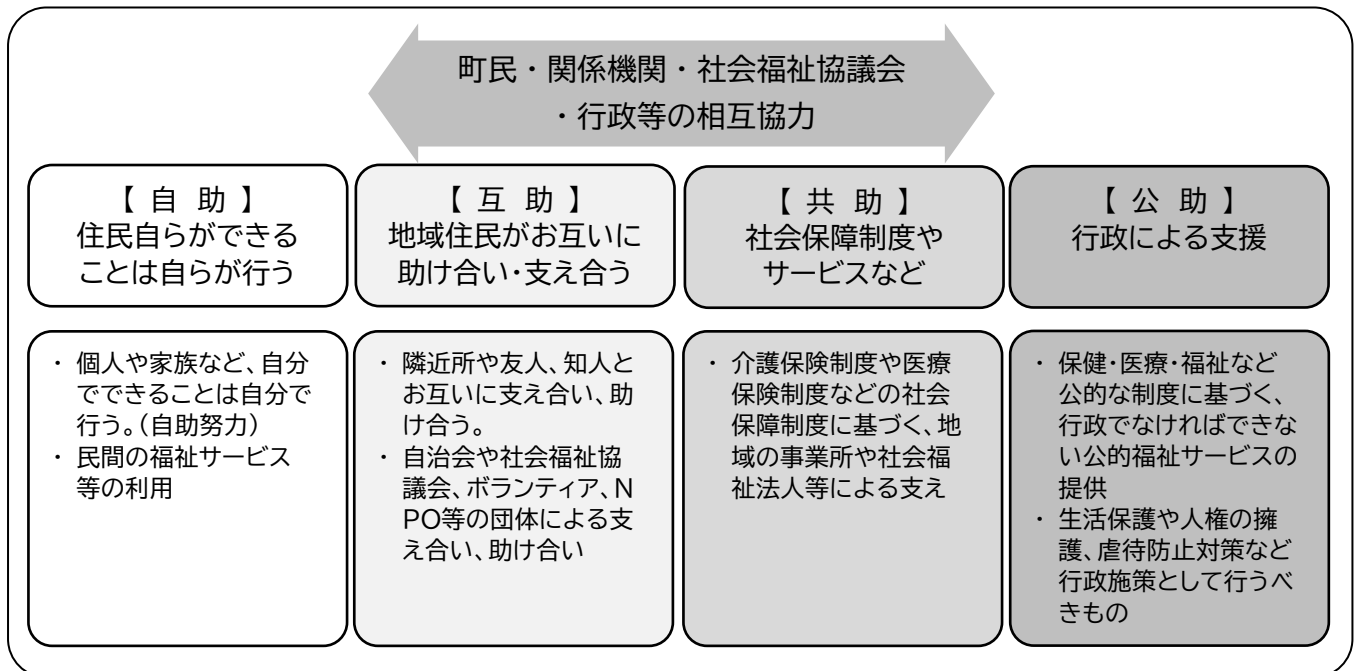
### 1 地域福祉とは

「地域福祉」とは、住み慣れた地域で誰もが安心して生活できるよう「地域」を中心として、お互いに支え合い、助け合いの関係を築きながら、日常生活の様々な困りごとや不安を、住民一人一人が主体となって解決していく取組です。

「地域福祉」とは、高齢者や障がいのある人、子育て家庭、生活困窮世帯など、対象によって区分されることなく、住み慣れた地域で誰もが安心して生活することができるよう「地域」を中心として、住民や社会福祉関係者が連携して、地域で支援を必要としている人の様々な困りごとや不安を、共に支え合い、助け合う関係を築きながら、住民一人一人が主体となって解決していく取組のことです。

地域福祉の推進にあたっては、日常生活で起こる問題は、個人による努力（自助）で解決し、個人や家庭で解決できない問題は、隣近所やボランティア、NPO団体などの協力を得ながら解決（互助）する。また、介護保険制度や医療保険制度など相互の負担により成り立つ社会保障制度を活用する相互扶助（共助）、地域で解決できない問題や公的な制度としての福祉、保健、医療等の公的サービスなど、行政でなければできないことは行政が中心となって取り組む（公助）といった、重層的な取組（四助）が地域福祉の活動であり、これからは「互助」の取組が特に重要です。

#### 【自助・互助・共助・公助のイメージ】



### 【参考／地域共生社会とは】

- 「地域共生社会」とは、制度や分野による「縦割り」や「支える人」「支えられる人」という関係を超えて、地域住民や関係団体など多様な活動主体が、分野や世代を超えてつながることで、一人一人の暮らしと生きがい、地域を共につくっていく社会です。



- 公的な福祉だけではなく、地域に暮らす人が共に支え合い、課題を解決する力を再構築しようという取組です。
- 地域だけで解決できない問題は行政（町）につなぎます。
- 行政（町）も縦割りをなくし、あらゆる分野の連携（ネットワーク）により、個別の課題を包括的に受け止め、解決に向けた体制を整備します。

※ 厚生労働省の資料に基づき作成

## 第2章 計画の概要

### 【1】計画の位置付け

#### 1 根拠法

本計画は「社会福祉法（昭和26年法律第45号）」第107条（市町村地域福祉計画）の規定に基づく、地域福祉を推進するための総合的な計画です。

平成29（2017）年6月に公布された「地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律（平成29年法律第52号）」により「社会福祉法」の一部改正が行われ、地域共生社会の実現に向けて、地域住民等が関係機関との連携等により課題の解決を図ること、市町村においては、包括的な支援体制の整備のほか市町村地域福祉計画の策定に努めるものとされ、これまで「任意計画」とされていたものから「努力義務計画」となりました。

#### 社会福祉法（抜粋）

第七十七条 市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定するよう努めるものとする。

一 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項

二 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項

三 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項

四 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項

五 地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備に関する事項

2 市町村は、市町村地域福祉計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、地域住民等の意見を反映させるよう努めるとともに、その内容を公表するよう努めるものとする。

3 市町村は、定期的に、その策定した市町村地域福祉計画について、調査、分析及び評価を行うよう努めるとともに、必要があると認めるときは、当該市町村地域福祉計画を変更するものとする。



## 2 本計画と成年後見制度利用促進基本計画及び再犯防止推進計画の一体的策定

成年後見制度は、認知症や障がい等により判断能力が不十分となり、日常生活や財産の管理等に支援が必要な人を社会全体で支え合うための制度です。

国においては、令和4（2022）年3月に「第二期 成年後見制度利用促進基本計画」が閣議決定され、市町村は「成年後見制度の利用の促進に関する法律（平成28年法律第29号）」（以下「成年後見制度利用促進法」という。）の規定に基づき、国の基本計画を勘案して、成年後見制度の利用の促進に関する施策について基本的な計画を定めるよう努力義務化されました。

町の責務として、国の基本計画を勘案した「伊方町成年後見制度利用促進基本計画」を策定し、本計画に含めることで、本町の成年後見制度の利用の更なる促進に向けて、地域福祉の施策と一体的に取り組みます。

### 成年後見制度の利用促進に当たっての基本的な考え方

- 地域共生社会の実現に向けて、権利擁護支援を推進する。
- 成年後見制度の利用促進は、全国どの地域においても、制度の利用を必要とする人が、尊厳のある本人らしい生活を継続することができる体制を整備して、本人の地域社会への参加の実現を目指すものである。以下を基本として成年後見制度の運用改善等に取り組む。
  - ・ 本人の自己決定権を尊重し、意思決定支援・身上保護も重視した制度の運用とすること。
  - ・ 成年後見制度を利用することの本人にとっての必要性や、成年後見制度以外の権利擁護支援による対応の可能性も考慮された上で、適切に成年後見制度が利用されるよう、連携体制等を整備すること。
  - ・ 成年後見制度以外の権利擁護支援策を総合的に充実すること。任意後見制度や補助・保佐類型が利用される取組を進めること。不正防止等の方策を推進すること。
- 福祉と司法の連携強化により、必要な人が必要な時に、司法による権利擁護支援などを適切に受けられるようにしていく必要がある。

資料：厚生労働省「第二期成年後見制度利用促進基本計画」（令和4（2022）年3月）より作成

さらに、国においては平成 29（2017）年 12 月、国民が犯罪による被害を受けることを防止し、安全で安心して暮らせる社会の実現を図るため「再犯防止推進計画」が閣議決定されました。その後、令和 5（2023）年度から 5 年間の計画期間とする「第二次再犯防止推進計画」が策定され、政府が取り組む再犯防止施策の充実が盛り込まれています。

本町では「再犯の防止等の推進に関する法律（平成 28 年法律第 104 号）」（以下「再犯防止推進法」という。）の規定に基づく、地方再犯防止推進計画として「伊方町再犯防止推進計画」を策定し、本計画に含めることで、本町の再犯防止施策の充実に向け、総合的かつ計画的に取り組めます。

#### 国の再犯防止推進計画 5つの基本方針

- ① 「誰一人取り残さない」社会の実現に向け、国・地方公共団体・民間の緊密な連携・協力を確保して再犯防止施策を総合的に推進
- ② 刑事司法手続のあらゆる段階で切れ目のない指導及び支援を実施
- ③ 犯罪被害者等の存在を十分に認識し、犯罪をした者等に犯罪の責任や犯罪被害者の心情等を理解させ、社会復帰のために自ら努力させることの重要性を踏まえて実施
- ④ 犯罪等の実態、効果検証・調査研究の成果等を踏まえ、社会情勢等に応じた効果的な施策を実施
- ⑤ 再犯防止の取組を広報するなどにより、広く国民の関心と理解を醸成

#### 国の再犯防止推進計画 7つの重点課題

- ① 就労・住居の確保等
- ② 保健医療・福祉サービスの利用の促進等
- ③ 学校等と連携した修学支援の実施等
- ④ 犯罪をした者等の特性に応じた効果的な指導の実施等
- ⑤ 民間協力者の活動の促進等
- ⑥ 地域による包摂の推進
- ⑦ 再犯防止に向けた基盤の整備等

資料：法務省「第二次再犯防止推進計画」（令和 5（2023）年 3 月）より作成

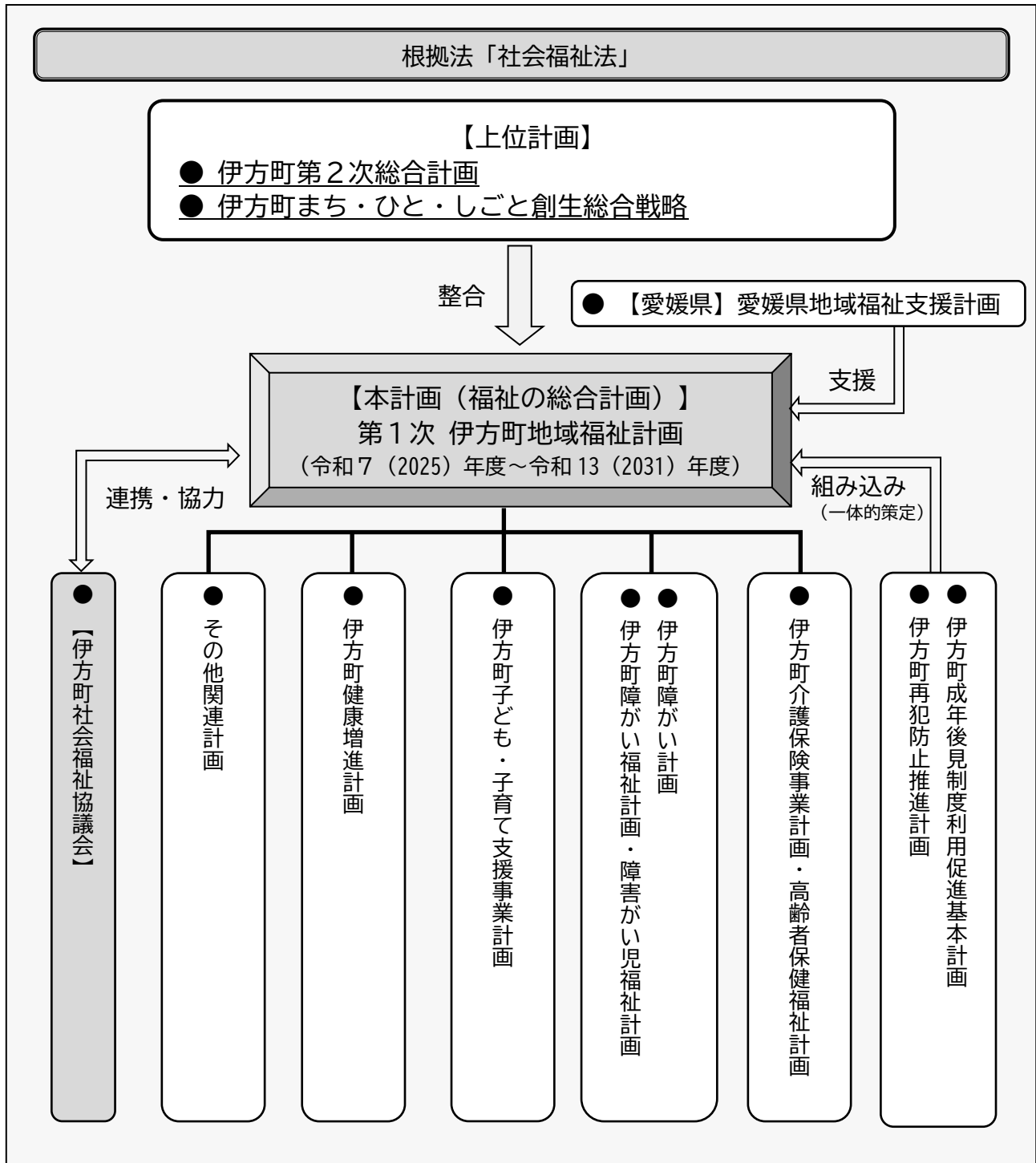
### 3 計画の期間

本計画の期間は、令和 7（2025）年度から令和 13（2031）年度です。なお、社会情勢の変化や制度等の改正、本町の現状の変化等により、適宜見直しを行う場合があります。

#### 4 本計画の位置付け

本計画は、上位の行政計画である「伊方町第2次総合計画」及び「伊方町まち・ひと・しごと創生総合戦略」の方針に沿って策定するとともに、福祉及び保健分野の個別計画を横断的につなぐ、地域福祉を推進するための総合的な計画として位置付けます。

また、本計画は、愛媛県の「愛媛県地域福祉支援計画」の方向性を踏まえるとともに、伊方町社会福祉協議会の施策について協力体制を図ることとしています。



## 【2】計画の策定方法

### 1 伊方町地域福祉計画策定委員会における協議

学識経験者や各種団体、組織の代表者等によって構成される「伊方町地域福祉計画策定委員会」における協議を通して、様々な立場から意見をいただきました。

### 2 アンケート調査の実施

本町在住の18歳以上の町民における、生活の実態や福祉に対する意識、地域福祉活動やボランティア活動への参加意向等、暮らしやすいまちづくりに向けた意見、要望等を把握し、計画策定の基礎資料とすることを目的としてアンケート調査を実施しました。

調査名称	伊方町 地域福祉の推進に関するアンケート調査
調査対象	18歳以上の町民
調査方法	郵送配布～郵送回収
調査期間	令和6（2024）年2月
配布数	2,000人
有効回収数	698人
有効回収率	34.9%

### 3 関係団体調査の実施

地域福祉の第一線で活躍されている町内の福祉関係団体における、福祉に関する本町の具体的な問題点や課題、今後の取組に関する意見などについて調査しました。

調査名称	伊方町 地域福祉の推進に関する関係団体調査
調査対象	町内の福祉関係団体や福祉サービス提供事業所等
調査方法	郵送配布～郵送回収（ヒアリングシートへの記入依頼）
調査期間	令和6（2024）年2月
配布・回収数	22団体（配布は33団体）、回収率66.7%

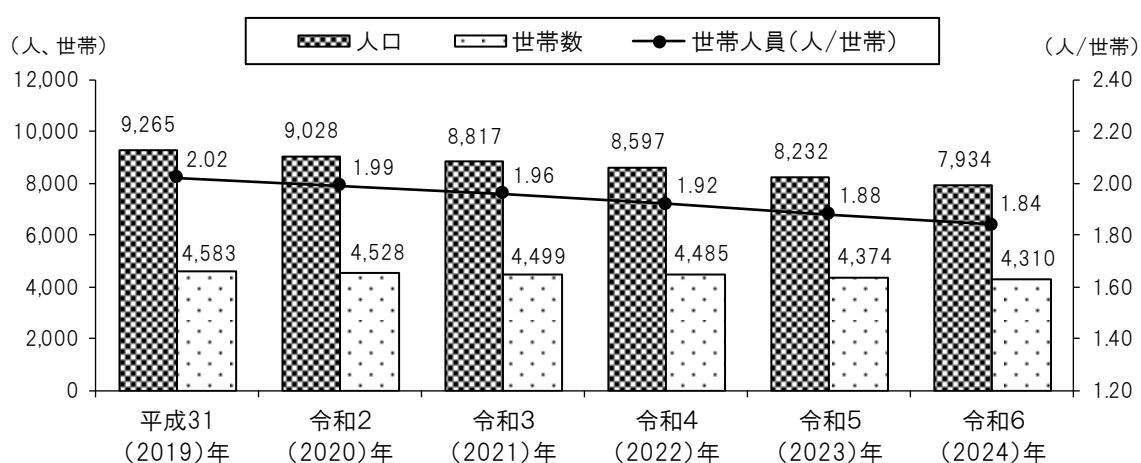
## 第3章 伊方町の福祉を取り巻く現状と課題

### 【1】人口等の現状

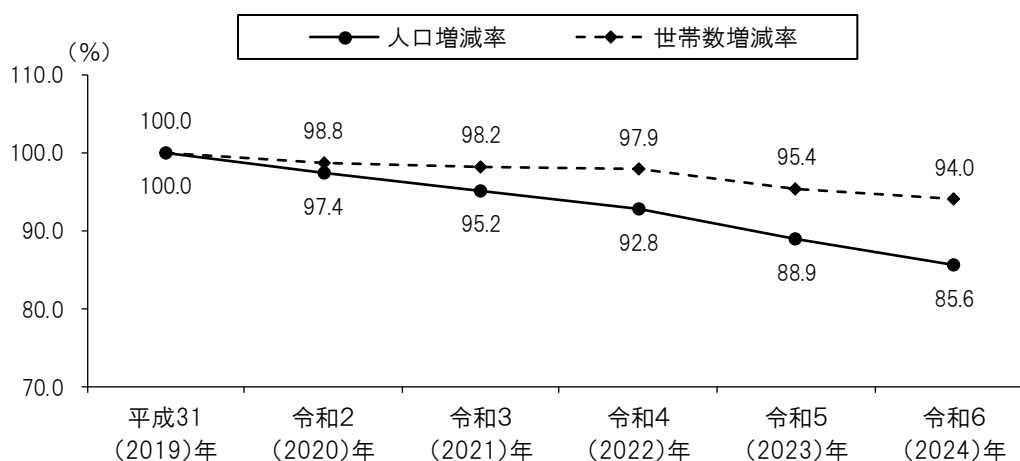
#### 1 人口・世帯数

本町の人口は、減少で推移しており、令和6（2024）年3月末日現在7,934人（平成31（2019）年を100とした場合85.6）となっています。世帯数も減少傾向にあり、1世帯当たりの人口数を示す世帯人員は、平成31（2019）年の2.02人から令和6（2024）年で1.84人となっています。

【人口・世帯数の推移】



【人口・世帯数増減率】



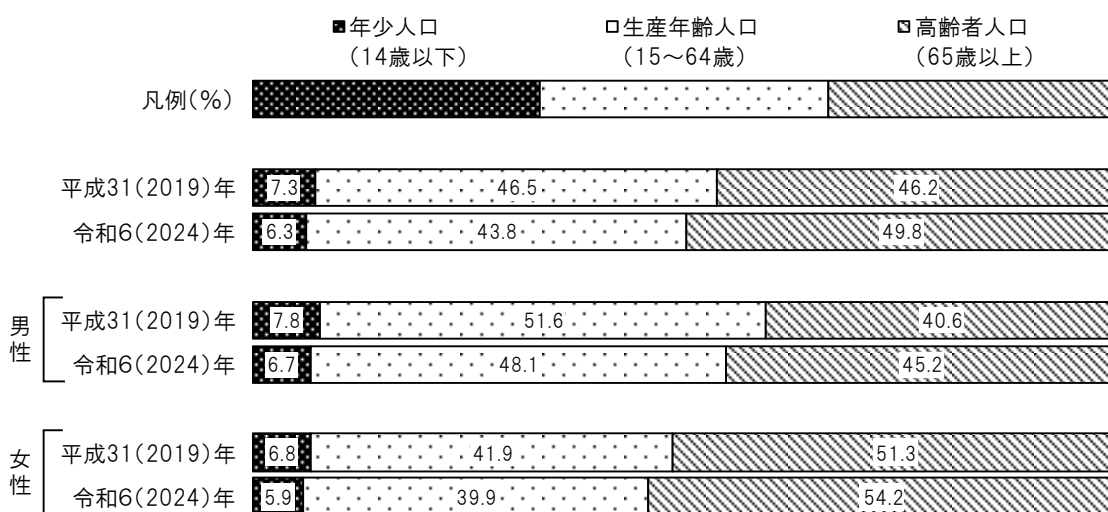
注：増減率は、平成31（2019）年を100とした場合の各年の割合を示している。  
資料：住民基本台帳（各年3月末日現在）

## 2 年齢別人口

本町の年齢別人口をみると、令和6（2024）年では「年少人口（14歳以下）」の割合が6.3%、「生産年齢人口（15～64歳）」が43.8%、「高齢者人口（65歳以上）」が49.8%となっています。

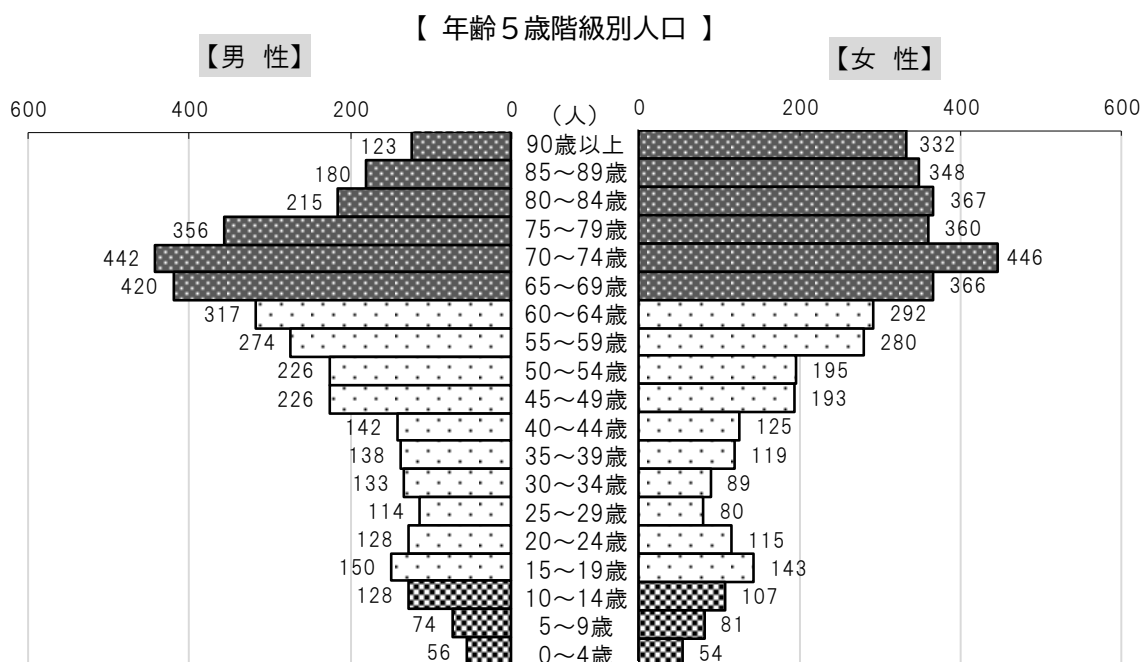
高齢者人口の割合（高齢化率）は、平成31（2019）年の46.2%から令和6（2024）年で49.8%と増加で推移しており、男性に比べ女性の高齢化率が高くなっています。一方、年少人口は減少で推移しており、少子高齢化が顕著に進行しています。

【年齢3区分人口構成比】



資料：住民基本台帳（各年3月末日現在）

年齢を5歳階級別でみると、男女共に70代前半のいわゆる「団塊の世代」が、本町の人口のボリュームゾーンとなっており、80歳以上になると、女性の人口が男性を大きく上回っています。

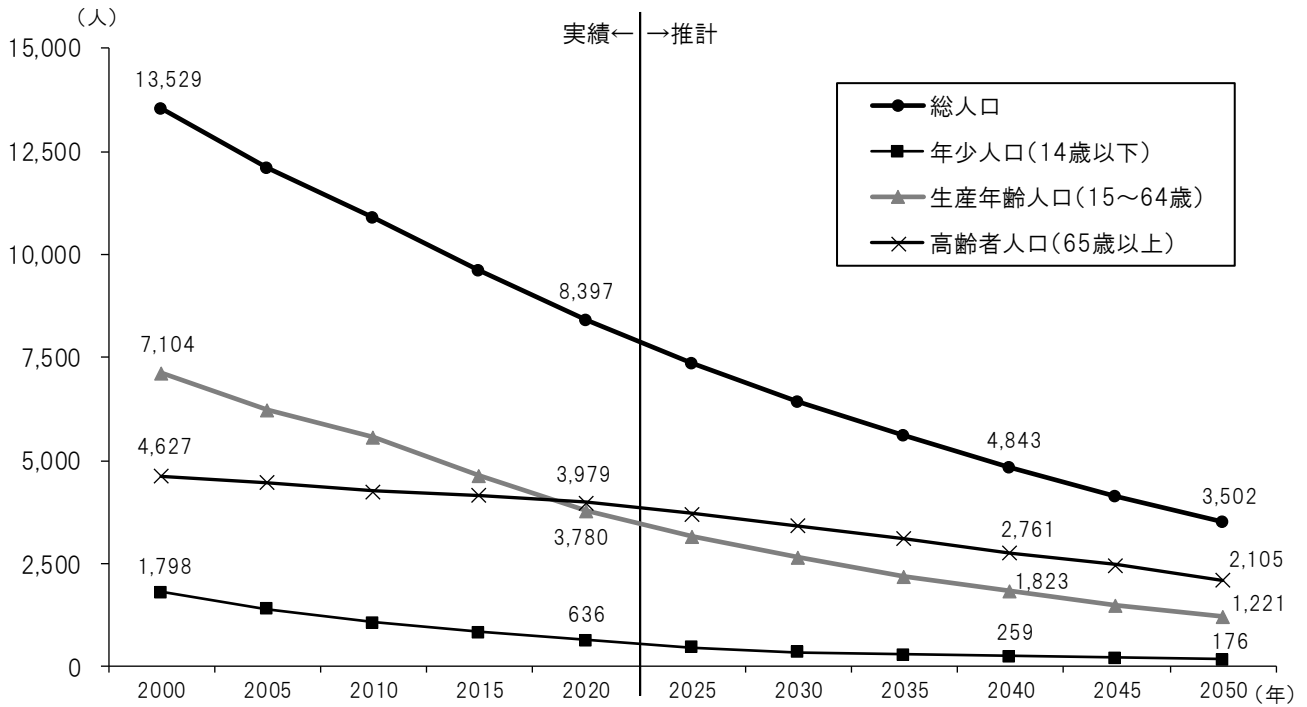


資料：住民基本台帳（令和6（2024）年3月末日現在）

国立社会保障人口問題研究所による人口推計では、今後も本町の人口は減少で推移すると予測されています。

年齢3区分別では、生産年齢人口の減少が目立っており、令和2（2020）年には高齢者人口が生産年齢人口を上回りました。

【 将来推計人口 】



注1：平成12（2000）年は合併前の人口を合算

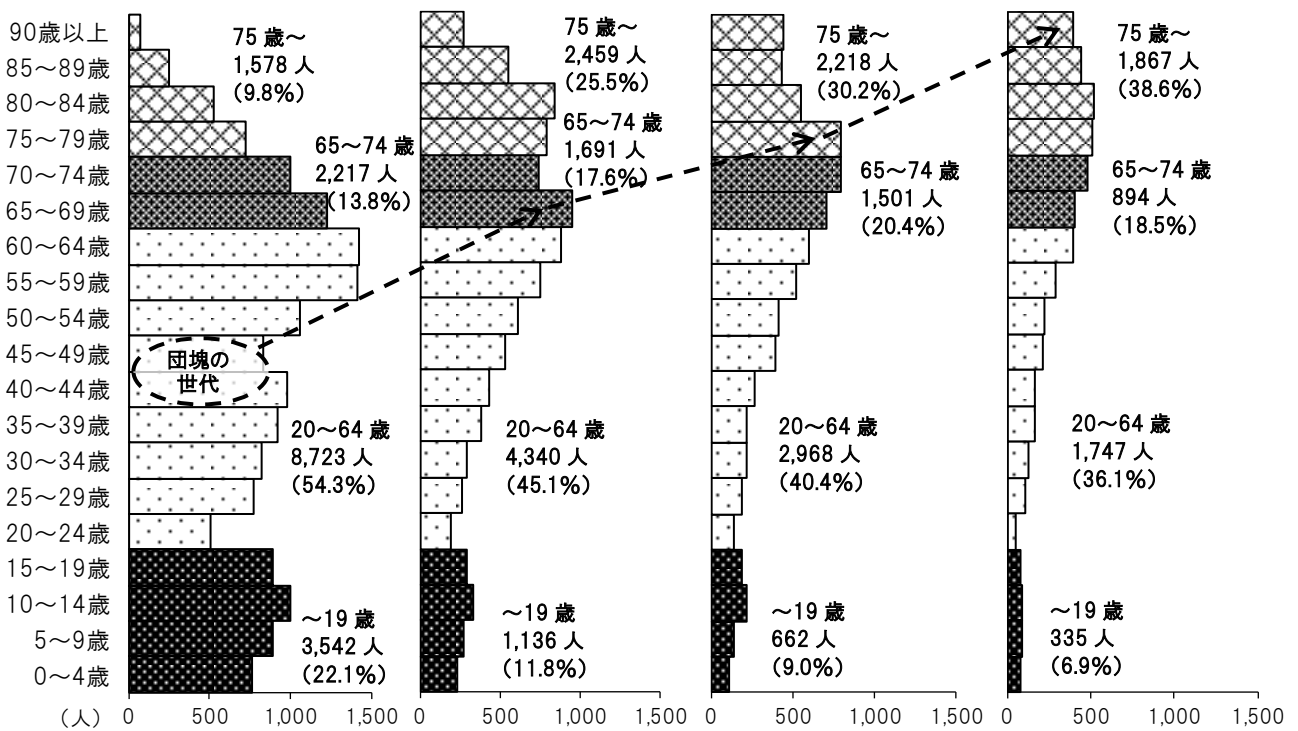
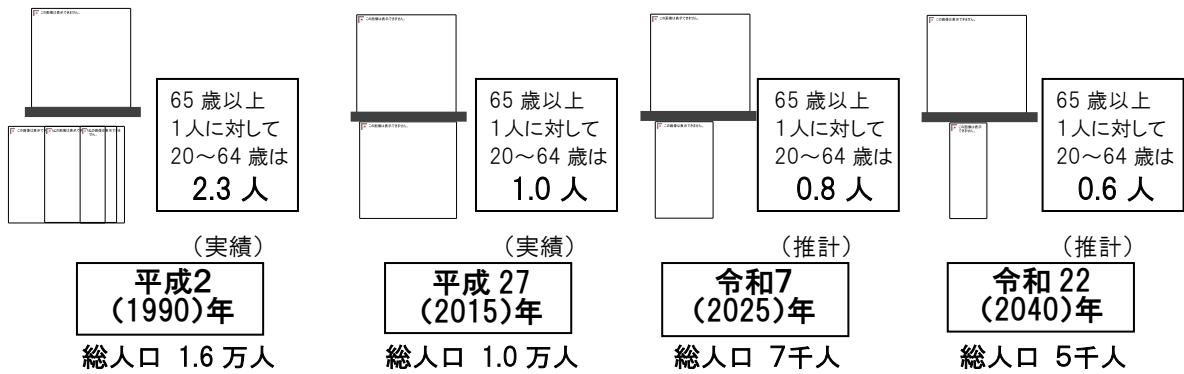
注2：総人口には「年齢不詳」を含む。

資料：平成12（2000）年～令和2（2020）年は国勢調査

令和7（2025）年以降は国立社会保障人口問題研究所（令和5（2023）年推計）

本町の人口構造の変化をみると、平成2（1990）年は1人の高齢者を2.3人で支える構造が、少子高齢化の進行により、団塊の世代が後期高齢者に移行する令和7（2025）年には、1人の高齢者を0.8人で支える構造になると予測されています。

【伊方町の人口ピラミッドの変化（1990～2040年）】



注：平成2（1990）年は合併前の人口を合算  
資料：国勢調査結果及び国立社会保障・人口問題研究所資料より作成

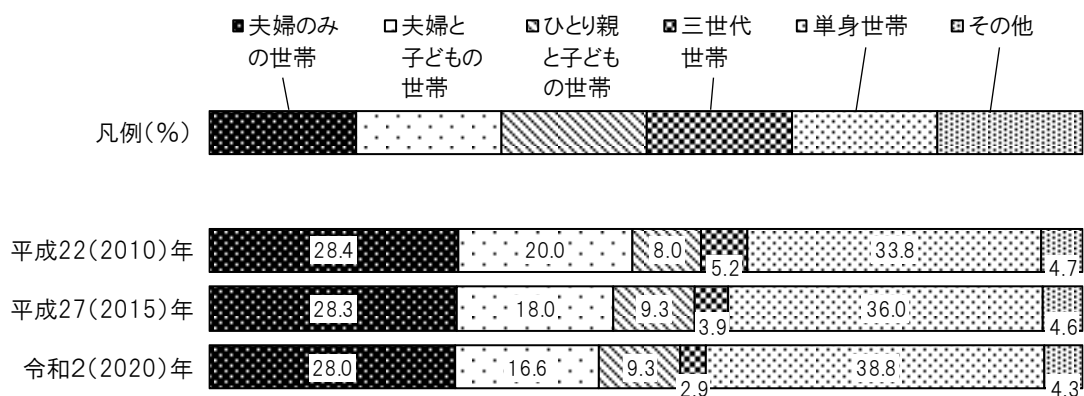


### 3 世帯の状況

世帯構成について、平成22(2010)年から令和2(2020)年までの推移で見ると「単身世帯」は増加していますが「夫婦と子どもの世帯」は減少しています。また、世帯人員が多い「三世帯世帯」は減少傾向にあり、世帯規模の縮小傾向がうかがえます。

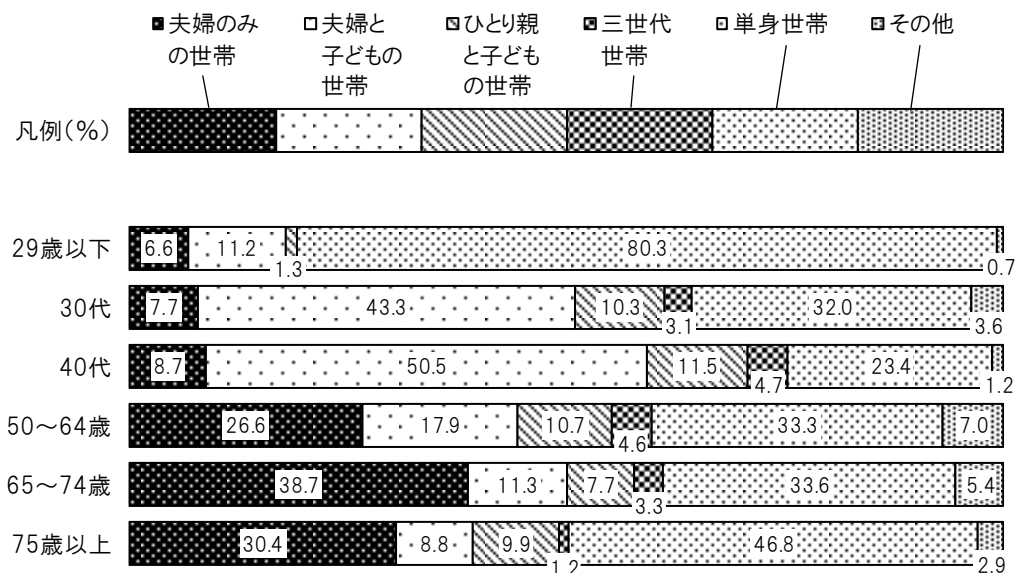
年齢別に世帯構成をみると、65歳以上で「夫婦のみの世帯」の割合が高く、29歳以下及び75歳以上で「単身世帯」の割合が高くなっています。

【 世帯構成の推移 】



資料：国勢調査

【 年齢別世帯構成 】



資料：国勢調査（令和2（2020）年）

#### 4 ひとり親家庭の状況（20歳未満の子どもがいる世帯）

本町の20歳未満の子どもがいるひとり親家庭は、令和2（2020）年では35世帯となっており、そのうち大半を母子世帯で占めています。

##### 【ひとり親家庭の状況】

	平成22(2010)年	平成27(2015)年	令和2(2020)年
ひとり親家庭(合計)	45	48	35
母子世帯数	39(86.7%)	42(87.5%)	31(88.6%)
父子世帯数	6(13.3%)	6(12.5%)	4(11.4%)

資料：国勢調査

#### 5 高齢者世帯の状況

本町の65歳以上の高齢者がいる世帯の推移をみると、高齢者単身世帯は増加していますが、高齢者夫婦世帯及び高齢者同居世帯は減少しています。

##### 【高齢者世帯数の推移】

	平成27(2015)年		令和2(2020)年		増減率 (%)
	世帯数	構成比(%)	世帯数	構成比(%)	
総世帯数	4,477	100.0	4,065	100.0	-9.2
65歳以上の高齢者のいる世帯	2,788	62.3	2,645	65.1	-5.1
高齢者単身世帯	977	21.8	998	24.6	2.1
高齢者夫婦世帯	752	16.8	721	17.7	-4.1
高齢者同居世帯	1,059	23.7	926	22.8	-12.6

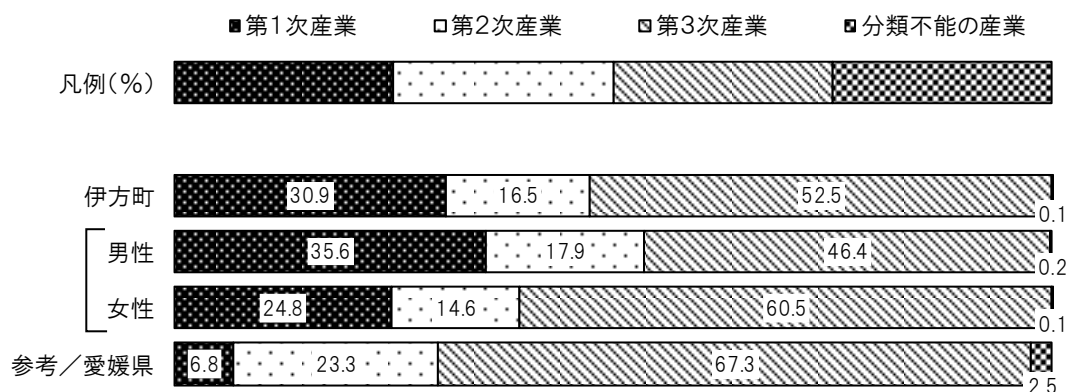
資料：国勢調査

## 6 産業別就業者構成比

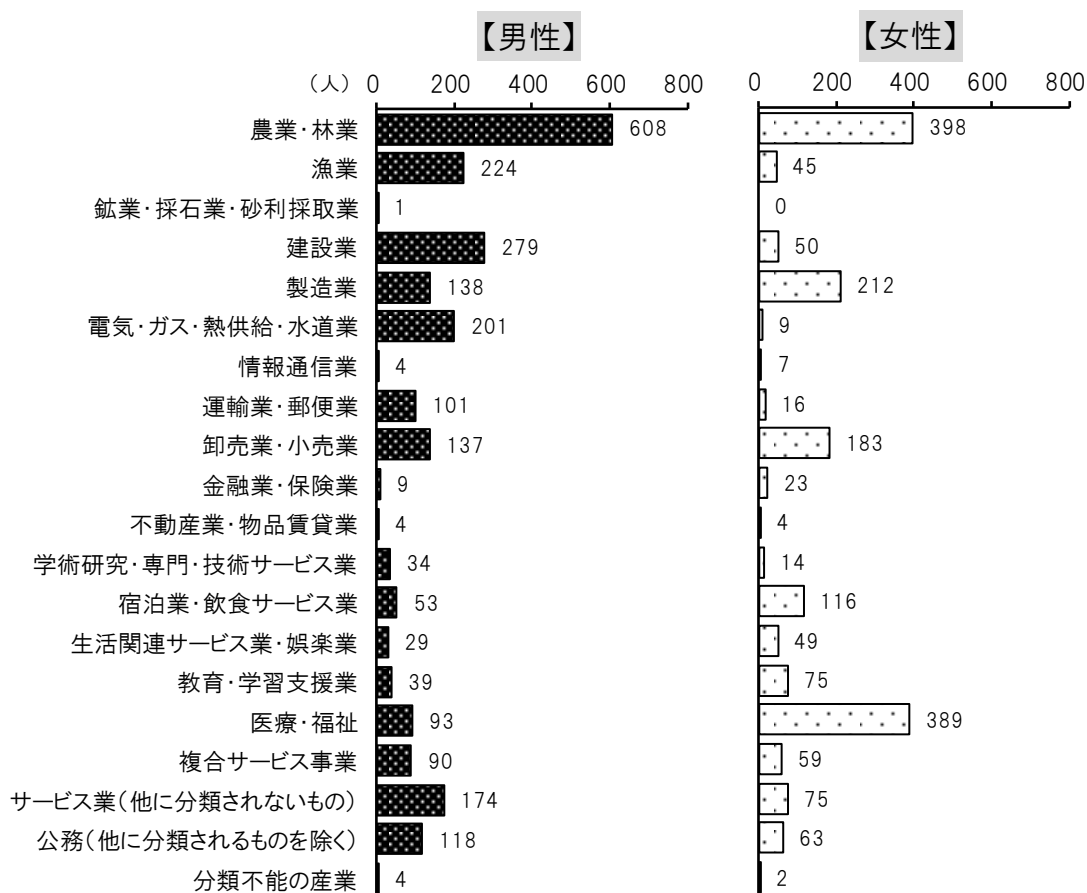
本町の産業別就業者構成比をみると、令和2(2020)年では第1次産業の割合が30.9%、第2次産業が16.5%、第3次産業が52.5%となっています。愛媛県全体と比べ、第3次産業の割合は低くなっていますが、第1次産業の割合は愛媛県を大きく上回っています。

産業大分類別でみると、男女共に「農業・林業」の就業者数が最も多く、女性は男性に比べ「医療・福祉」が多くなっています。

【 産業別 15 歳以上就業者構成比 】



【 産業大分類別 15 歳以上就業者数 】



資料：国勢調査（令和2（2020）年）

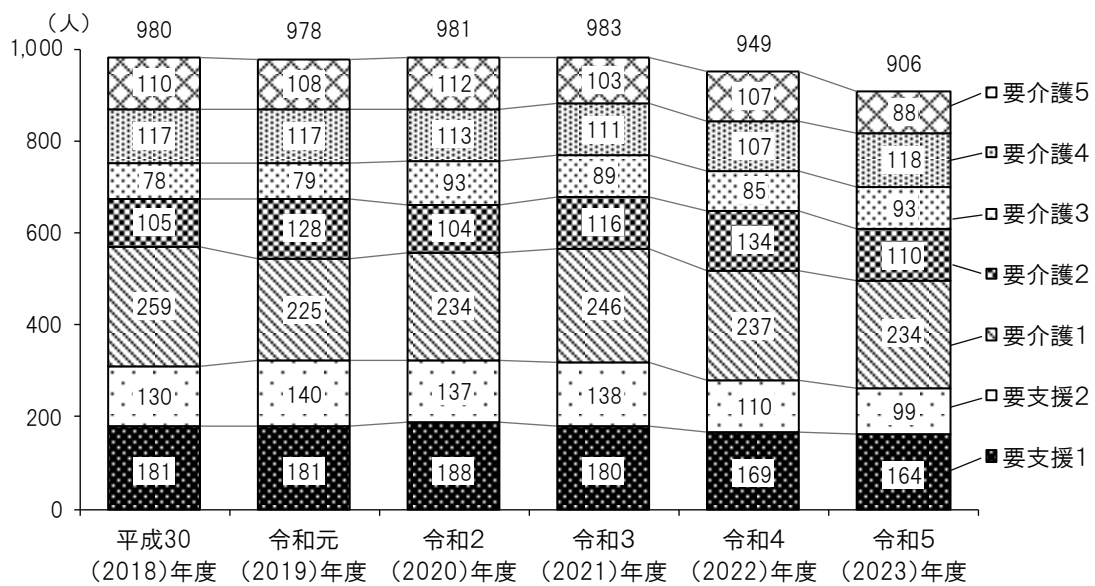
## 【2】高齢者の現状

### 1 要介護等認定者数

介護保険の対象者となる要介護認定者数の推移をみると、おおむね横ばいで推移していましたが、令和4（2022）年度以降、減少傾向にあり、令和5（2023）年度は906人となっています。

要介護度別でみると、要支援1及び要介護1が多くなっています。

【 要介護等認定者数の推移 】



資料：介護保険事業状況報告（各年度9月末日現在）

### 2 認知症高齢者の状況

町内における認知症高齢者数をみると、長期的には減少傾向にあり、令和5（2023）年では504人、認知症の割合は12.5%となっています。

【 認知症高齢者の状況 】

	平成30 (2018)年	平成31 (2019)年	令和2 (2020)年	令和3 (2021)年	令和4 (2022)年	令和5 (2023)年
認知症高齢者数(人)	546	555	530	540	522	504
認知症割合※(%)	12.6	13.0	12.5	12.9	12.6	12.5

※ 65歳以上人口に占める割合

資料：庁内資料（各年3月末日現在）

### 3 認知症サポーター養成者数

認知症サポーター養成者数は、令和5（2023）年度は109人となっています。

【 認知症サポーター養成者数の推移 】

（単位：人）

	平成30 (2018)年度	令和元 (2019)年度	令和2 (2020)年度	令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度	令和5 (2023)年度
認知症サポーター養成者数	83	44	0	0	107	109

資料：庁内資料（各年度3月末日現在）

### 4 高齢者虐待に関する相談件数

高齢者虐待に関する相談件数は、令和5（2023）年度は4件となっています。

【 高齢者虐待に関する相談件数の推移 】

（単位：件）

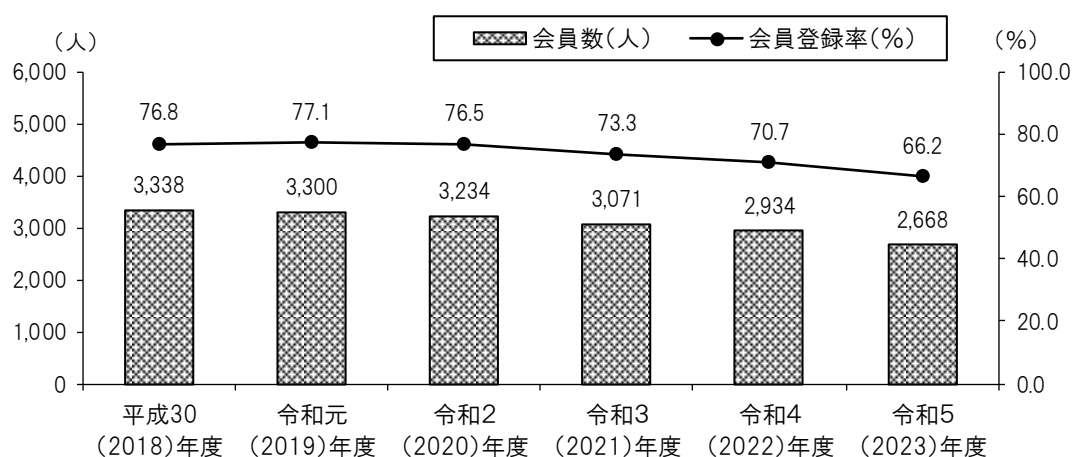
	平成30 (2018)年度	令和元 (2019)年度	令和2 (2020)年度	令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度	令和5 (2023)年度
相談件数	3	2	8	6	4	4

資料：庁内資料（各年度3月末日現在）

### 5 老人クラブ会員数

老人クラブの会員数は減少傾向にあり、令和5（2023）年度では2,668人、会員登録率は66.2%となっています。

【 老人クラブ会員数の推移 】



注：会員登録率は、65歳以上人口（住民基本台帳（各年3月末日現在））に占める割合  
資料：伊方町老人クラブ会員名簿（各年度4月1日現在）

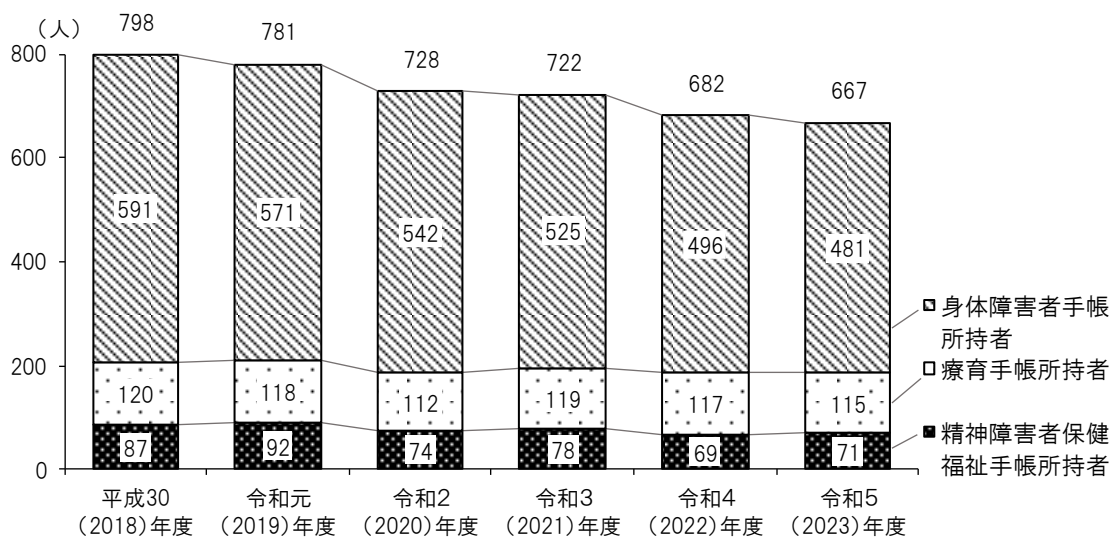
### 【3】障がいのある人の状況

#### 1 障害者手帳所持者の状況

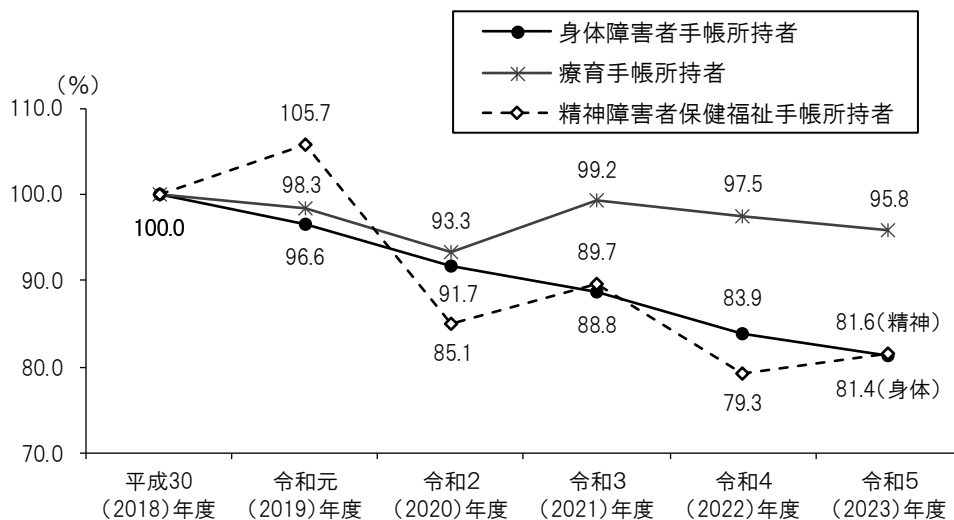
本町の障害者手帳所持者数は、減少で推移しています。

手帳の種類別でみると、令和5（2023）年度は「身体障害者手帳所持者」が481人と最も多く、全体の約7割（72.1%）を占めています。「療育手帳所持者」は115人（全体に占める構成比17.2%）、「精神障害者保健福祉手帳所持者」は71人（同10.6%）となっています。平成30（2018）年度からの推移では、「身体障害者手帳所持者」の減少が目立っています。

【 障害者手帳所持者数の推移 】



【 障害者手帳所持者数の増減率 】

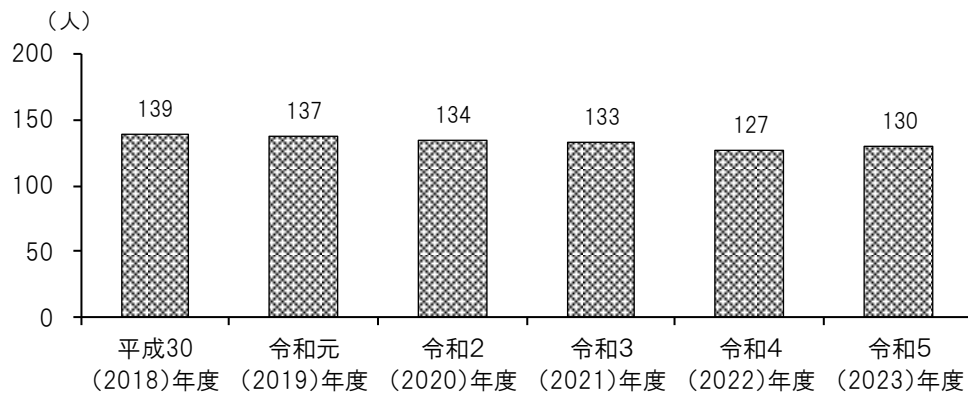


注：増減率は平成30（2018）年度を100とした場合の各年の割合を示している。  
資料：庁内資料（各年度3月末日現在）

## 2 精神通院医療受給者の状況

精神通院医療受給者数は、長期的には減少傾向にあり、令和5（2023）年度は130人となっています。

【 精神通院医療受給者数の推移 】



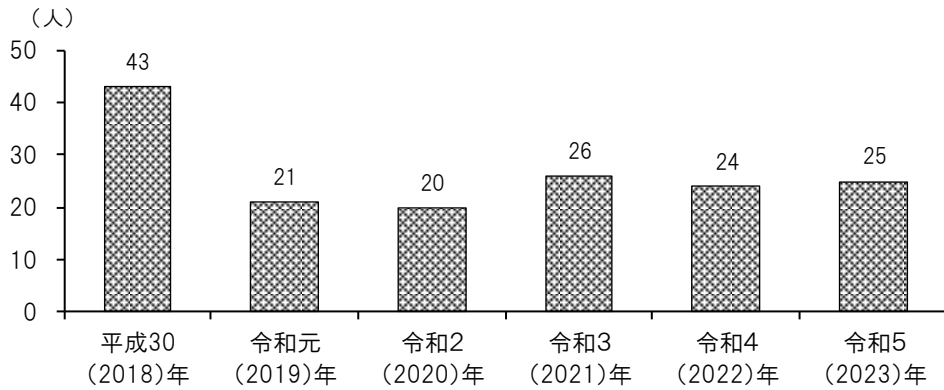
資料：庁内資料（各年度3月末日現在）

## 【4】子育て支援の状況

### 1 出生数

本町の出生数は、近年はおおむね横ばいで推移しており、令和5（2023）年は25人となっています。

【 出生数の推移 】

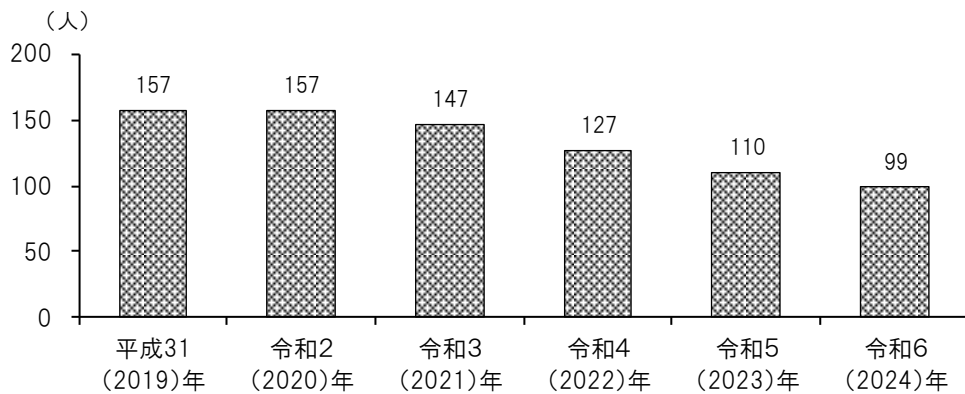


資料：人口動態統計

### 2 子育て支援施設の利用状況

町内に保育所は6か所あり、入所児童数は令和6（2024）年で99人と、減少で推移しています。

【 保育所入所児童数の推移 】



【 保育所の状況 】

	平成 31 (2019)年	令和2 (2020)年	令和3 (2021)年	令和4 (2022)年	令和5 (2023)年	令和6 (2024)年
施設数(か所)	6	6	6	6	6	6
入所児童数(人)	157	157	147	127	110	99
うち、町外からの利用者	2	1	1	2	2	1

資料：庁内資料(各年4月1日現在)

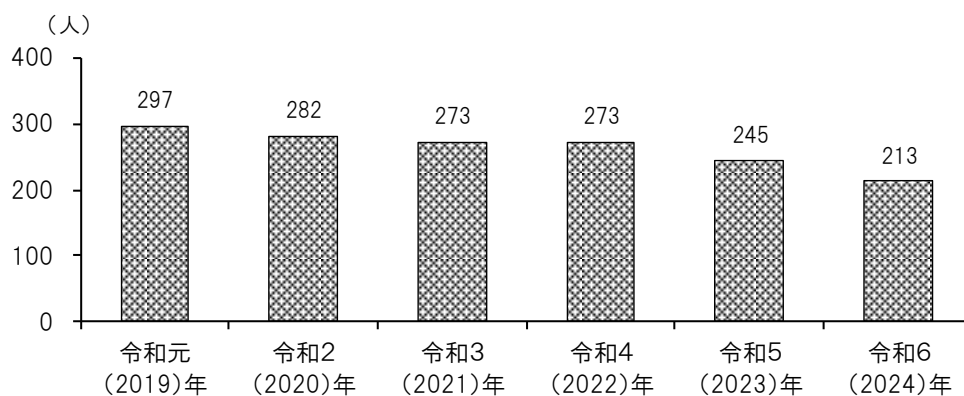


### 3 小中学校児童・生徒数

#### (1) 小学校児童数

町内の小学校児童数は、緩やかな減少傾向にあり、令和6（2024）年は213人となっています。

【 小学校児童数の推移 】

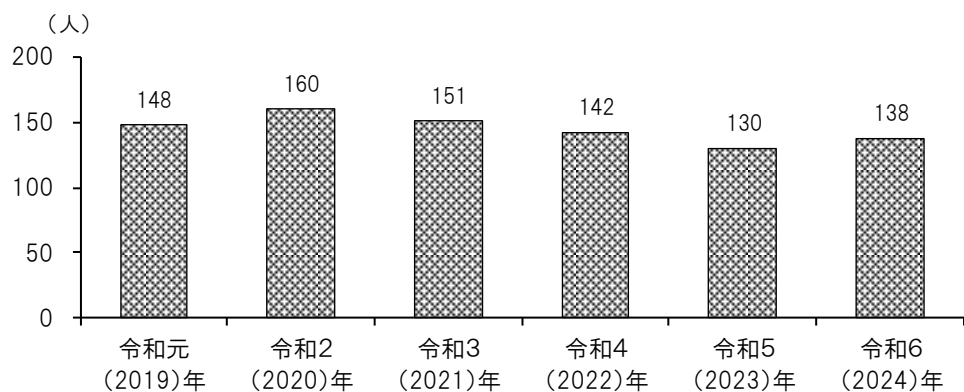


資料：伊方町教育要覧（各年5月1日現在）

#### (2) 中学校生徒数

町内の中学校生徒数は、減少傾向にありましたが、令和6（2024）年は138人と増加しています。

【 中学校生徒数の推移 】



資料：伊方町教育要覧（各年5月1日現在）

## 【5】地域の状況

### 1 区長数及び自主防災組織数

本町には、令和6(2024)年で55の区長数、54の自主防災組織があります。

### 2 避難行動要支援者数

避難行動要支援者数は減少傾向にあり、令和6(2024)年では187人となっています。

#### 【 避難行動要支援者数の推移 】

(単位：人)

	平成31 (2019)年	令和2 (2020)年	令和3 (2021)年	令和4 (2022)年	令和5 (2023)年	令和6 (2024)年
避難行動要支援者数	302	294	278	220	208	187

資料：庁内資料（各年4月1日現在）

### 3 社会福祉協議会の会員数

社会福祉協議会の一般会員数は減少傾向にあり、令和6(2024)年では3,640世帯となっています。

#### 【 社会福祉協議会会員数の推移 】

	平成31 (2019)年	令和2 (2020)年	令和3 (2021)年	令和4 (2022)年	令和5 (2023)年	令和6 (2024)年
一般会員数(世帯)	3,963	3,921	3,861	3,752	3,709	3,640
特別会員数(法人)	21	21	22	24	23	21

資料：伊方町社会福祉協議会事業報告（各年3月末日現在）

### 4 ボランティア活動の状況

ボランティア活動の状況をみると、令和6(2024)年は9団体が登録しています。

#### 【 ボランティア活動の状況 】

	平成31 (2019)年	令和2 (2020)年	令和3 (2021)年	令和4 (2022)年	令和5 (2023)年	令和6 (2024)年
団体(団体)	9	9	9	9	9	9

資料：庁内資料

### 5 民生委員・児童委員及び主任児童委員の状況

本町の令和6(2024)年における民生委員・児童委員は62人、主任児童委員は3人となっています。

## 【6】福祉的課題を抱えている人の状況

### 1 生活保護人員数

本町の生活保護人員数は、増減しながら推移しており、令和5（2023）年度は94人となっています。

#### 【生活保護人員数の推移】

（単位：人）

	令和2 (2020)年度	令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度	令和5 (2023)年度
生活保護人員数	99	88	91	94

資料：庁内資料（各年度3月末日現在）

### 2 児童扶養手当受給世帯数

本町の児童扶養手当受給世帯数は、令和6（2024）年では46世帯、そのうち18歳以下の子どもは75人となっており、減少傾向にあります。

#### 【児童扶養手当受給世帯数等の推移】

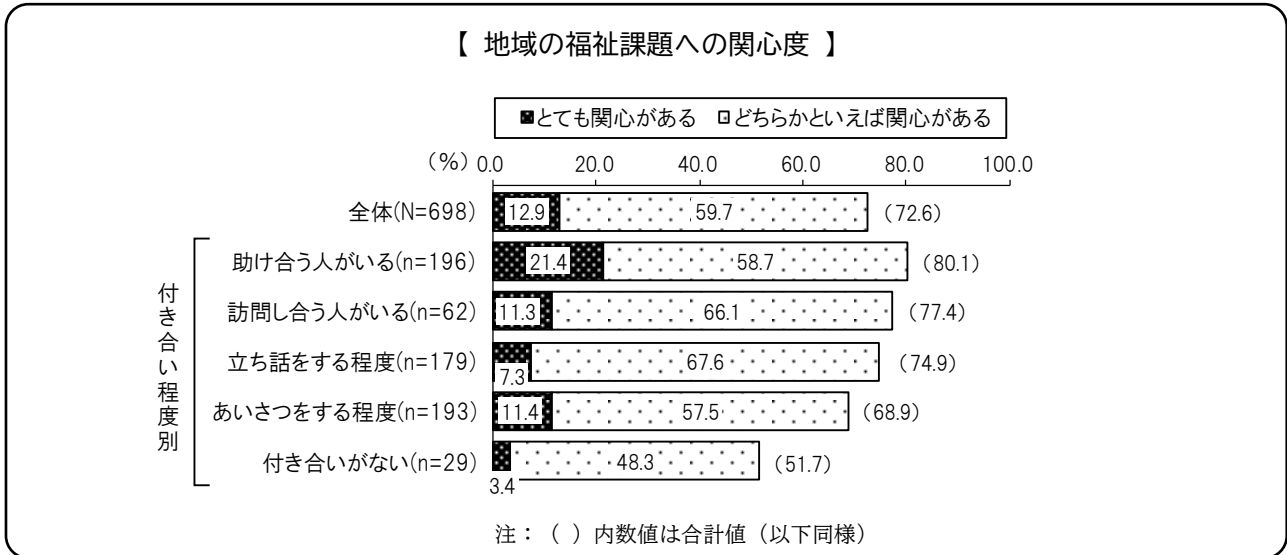
	平成31 (2019)年	令和2 (2020)年	令和3 (2021)年	令和4 (2022)年	令和5 (2023)年	令和6 (2024)年
児童扶養手当受給世帯数(世帯)	60	58	58	55	51	46
18歳以下の子どもの数(人)	102	94	92	90	84	75

資料：庁内資料

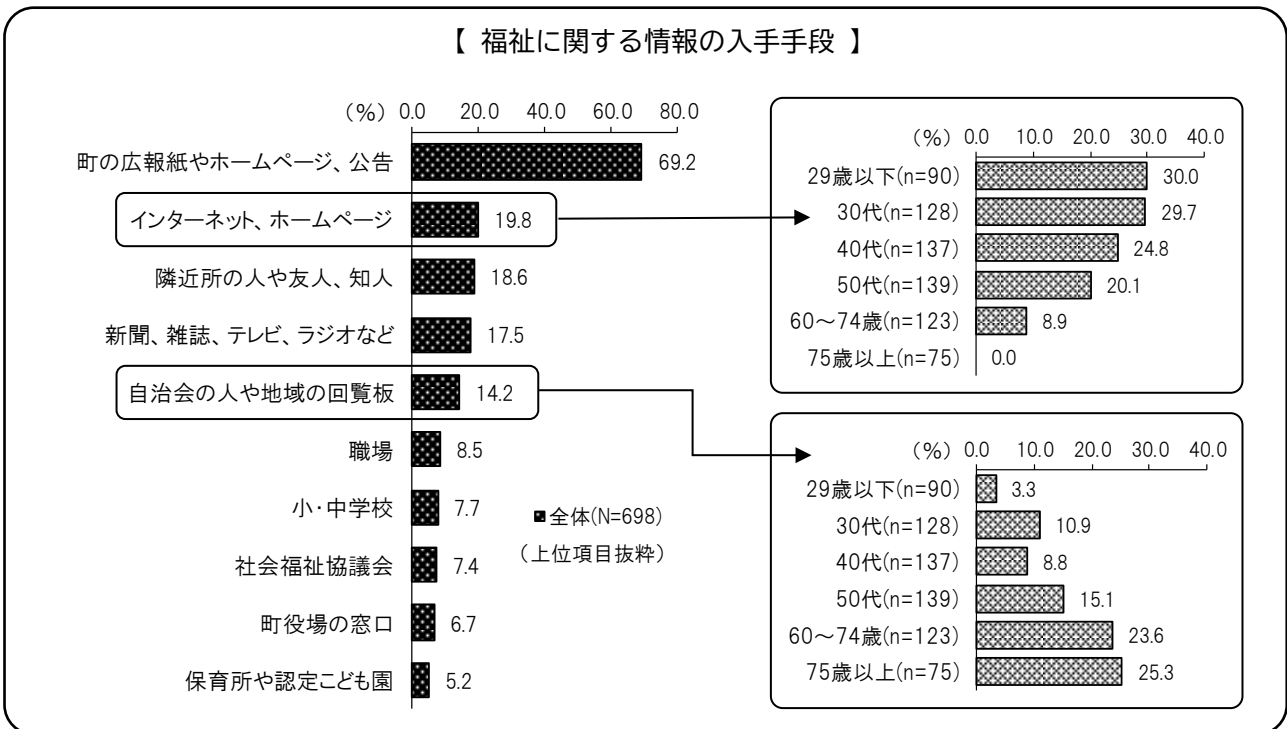
## 【7】アンケート結果の概要

### 1 福祉への関心と情報入手等について

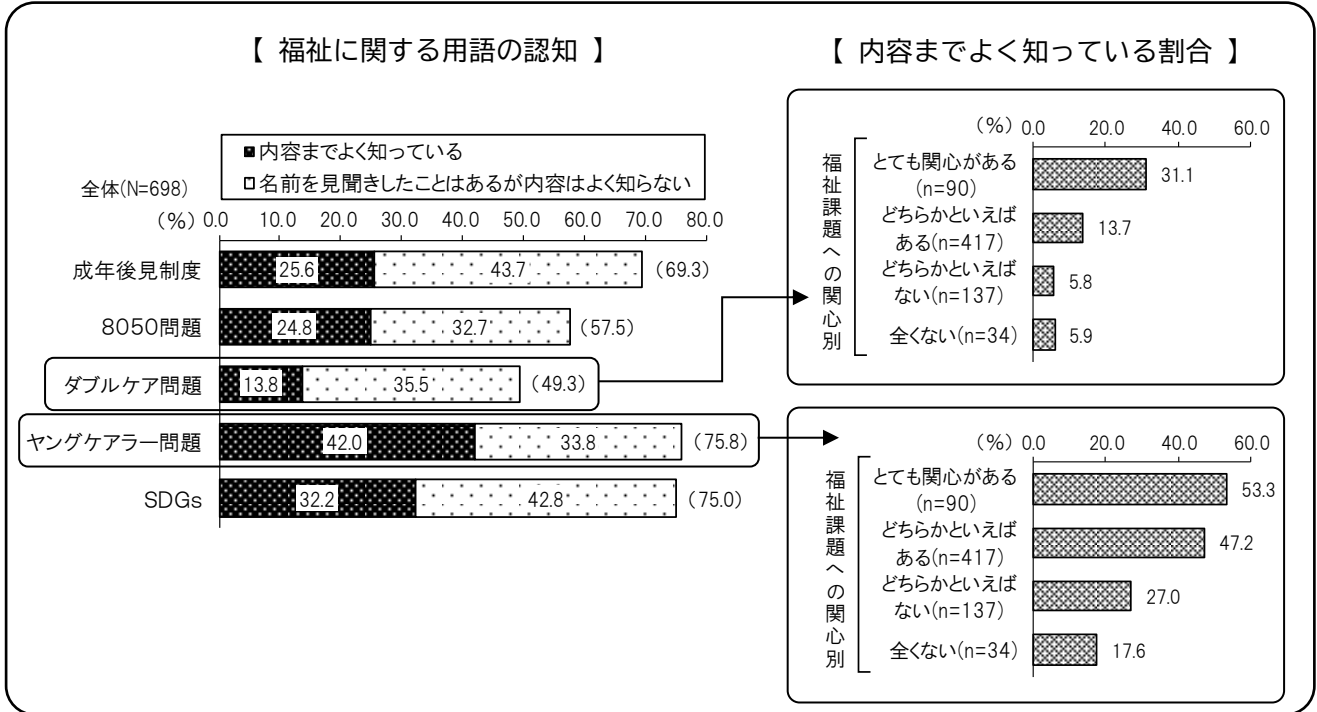
- 地域の福祉課題への関心度をみると、約7割が関心度を示しており、特に近所との付き合いが親密な人ほど関心度も高い傾向にあります。



- 福祉に関する情報の入手手段としては、若い年齢層ほどインターネットやホームページの利用が多いのに対して、60歳以上の年齢層では自治会の人や地域の回覧板などが多く、年齢差が顕著にみられます。



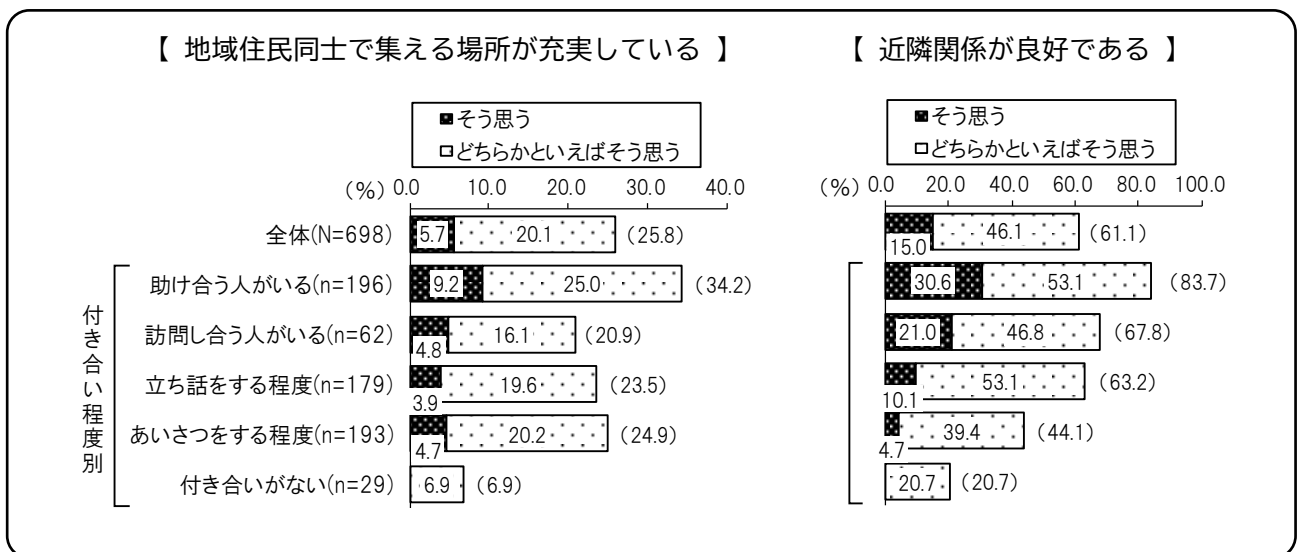
- ・福祉に関する用語の認知をみると「成年後見制度」「ヤングケアラー問題※」「SDGs」については、7割程度が名称を知っており、また「ダブルケア問題」「ヤングケアラー問題」については、福祉課題への関心が高い人ほど内容まで知っている割合が高い傾向にあります。



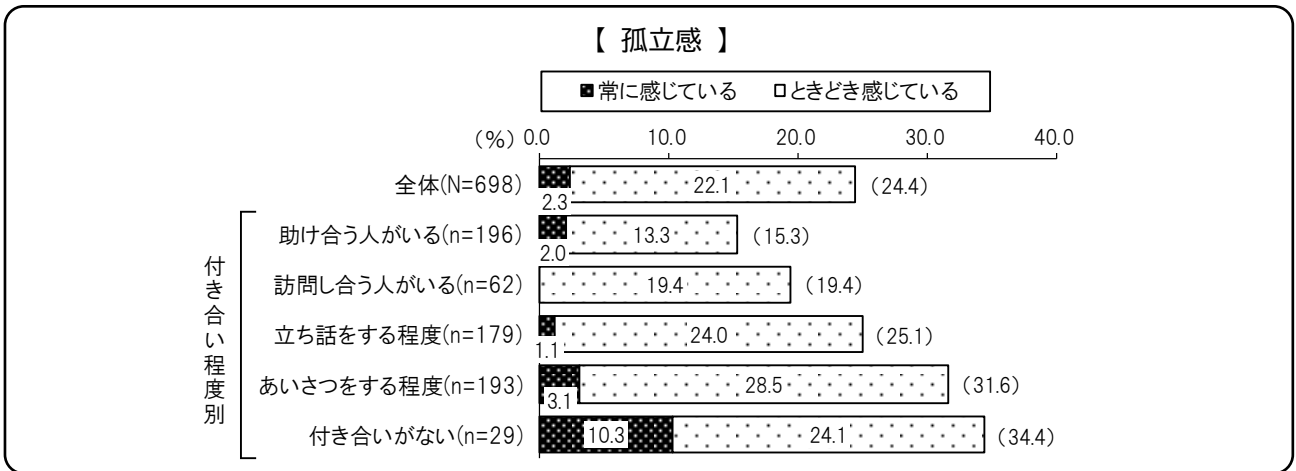
※ 法令上の定義はないが、一般に、本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話などを、子どもが日常的に行っている場合の様々な問題のこと。

## 2 集える場や近隣との関係について

- ・住民同士で集える場所については4人に1人が充実していると回答しており、また約6割が近隣関係は良好だと回答しています。近所との付き合いが親密な人ほど、近隣関係が良好である割合が高くなっています。

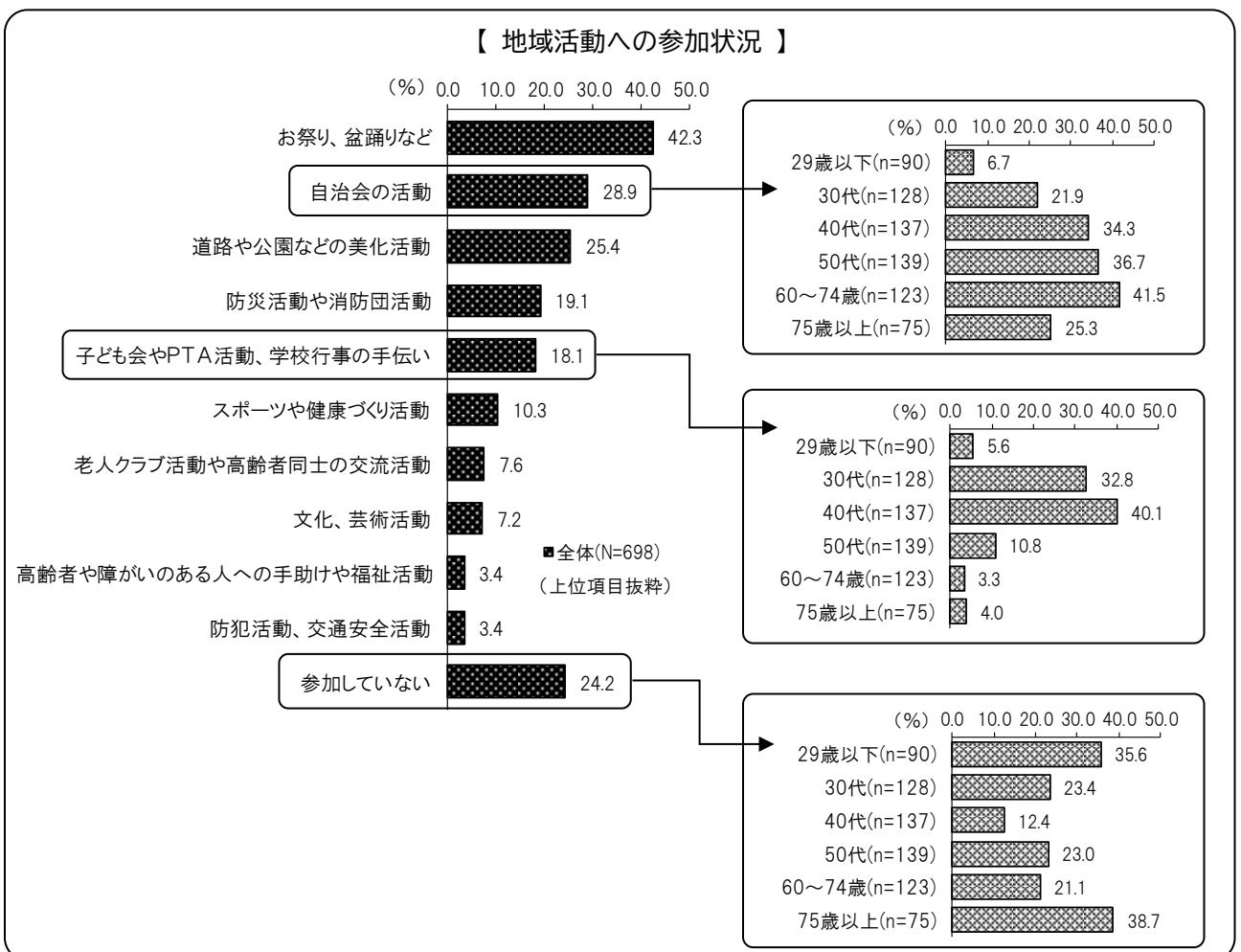


- 日常生活において孤立を感じる人は「常に」と「ときどき」を合わせて、およそ4人に1人の割合となっており、近所との付き合いが薄い人ほど、その割合が高い傾向にあります。

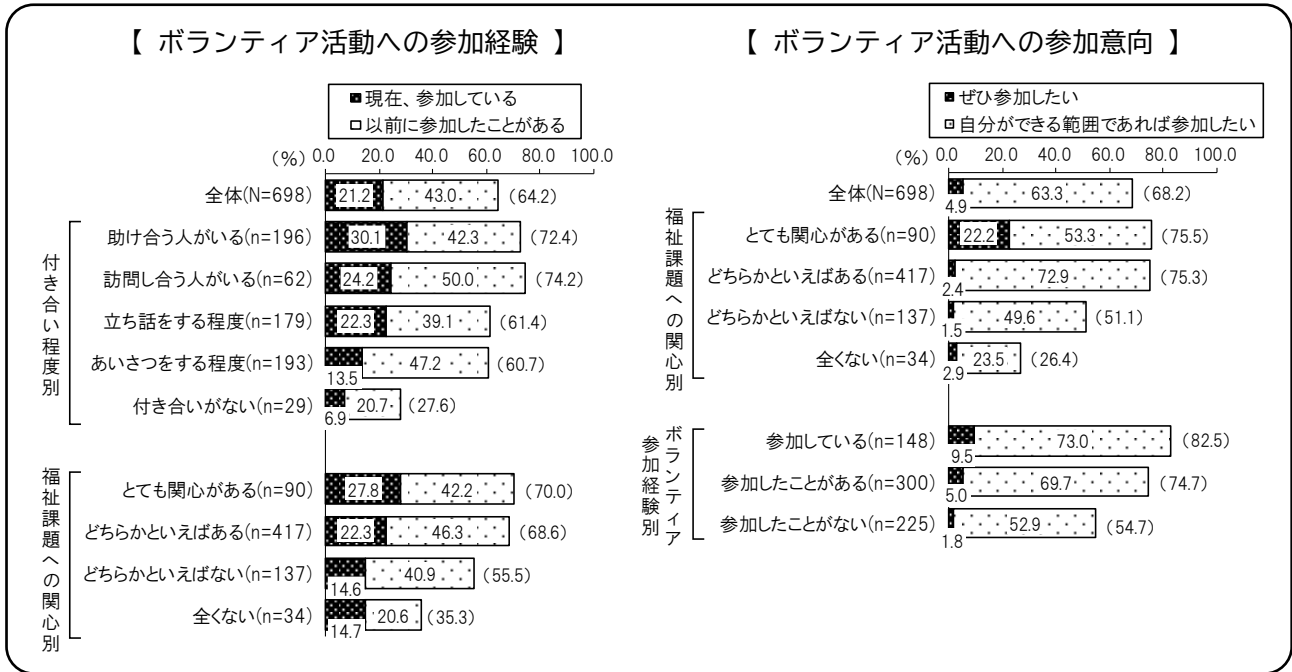


### 3 地域活動やボランティア活動について

- 地域活動への参加状況をみると、お祭りや盆踊りなどをはじめ、自治会の活動への参加者は全体的に多く、30～40代の子育て世代では、子ども会やPTA活動、学校行事の手伝いが多くなっています。しかし、29歳以下の若い年齢層では地域活動そのものへの参加が少ない状況です。

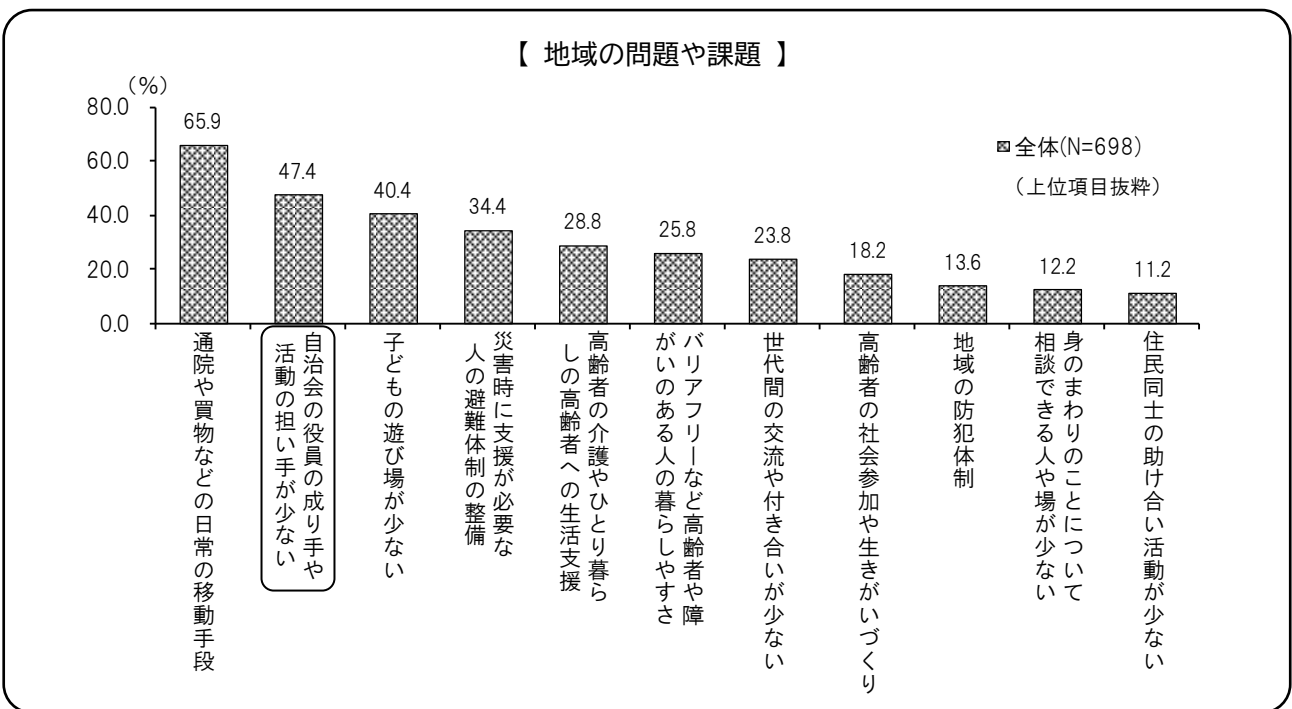


- ・ ボランティア活動への参加経験は6割以上を占めており、近所との付き合いが親密な人や福祉課題に関心が高い人ほどボランティアへの参加率が高くなっています。また、今後のボランティア活動への参加意向は7割近くあり、福祉課題に関心が高い人やボランティア経験がある人ほど参加意向が高くなっています。



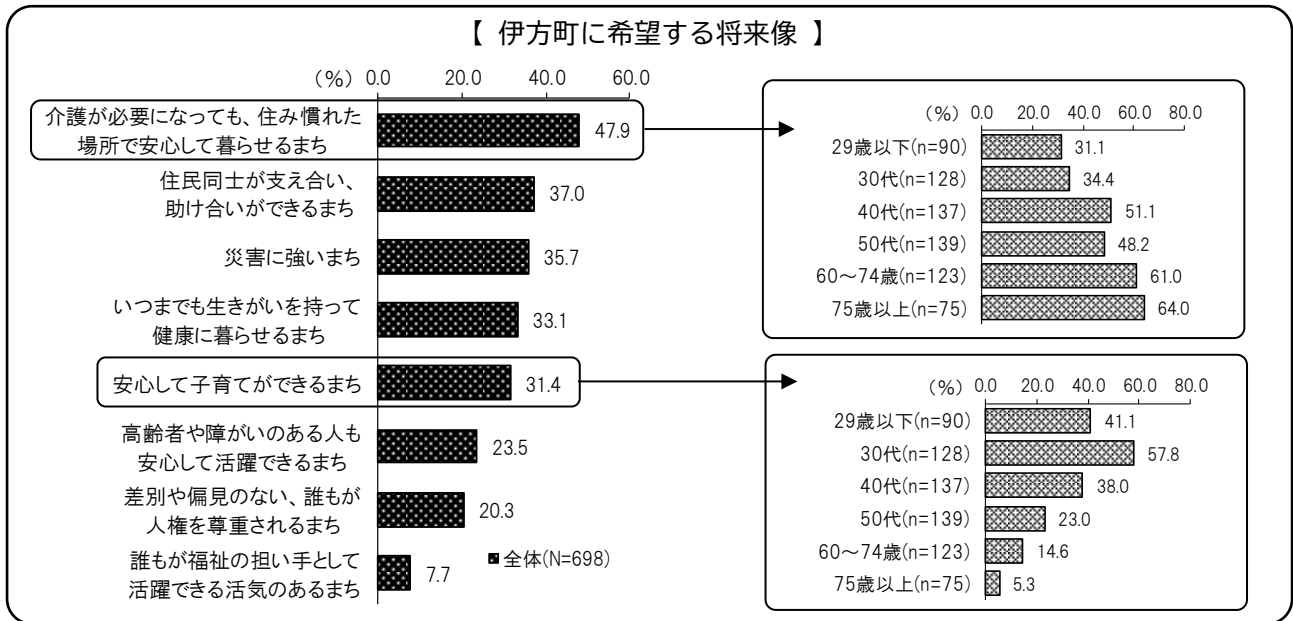
#### 4 地域の現状について

- ・ 地域の問題や課題をみると「自治会の役員の成り手や活動の担い手が少ない」が上位に回答され、人材不足の現状がうかがえます。

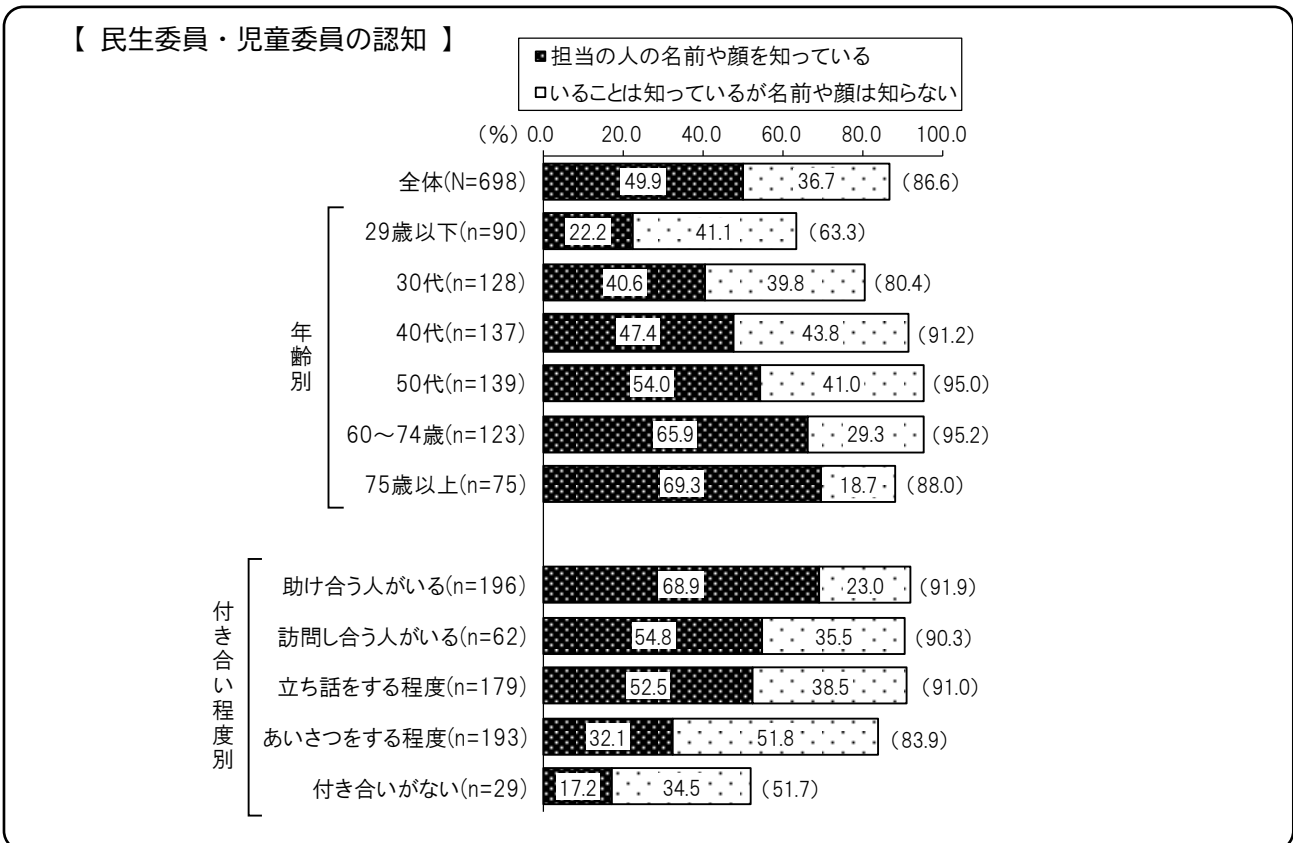


## 5 福祉サービス等について

- 伊方町に求める将来像として、年齢が上がるほど「介護が必要になっても、住み慣れた場所で安心して暮らせるまち」、30代の子育て世代では「安心して子育てができるまち」の割合がそれぞれ高くなっています。

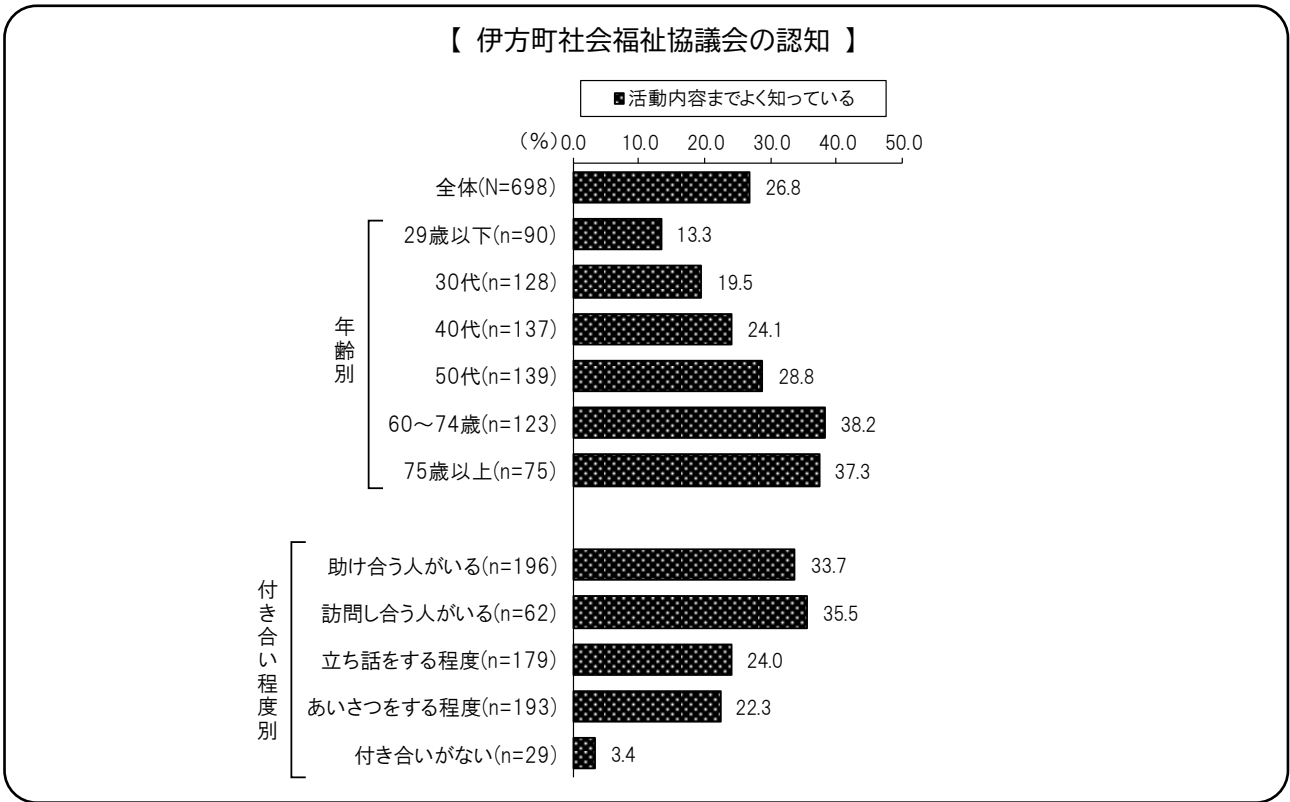


- 民生委員・児童委員の認知率は8割以上を占めており、年齢が上がるほど、また近所との付き合いが親密な人ほど認知率も高い傾向にあります。一方、若い年齢層や近所との付き合いが薄い人では、その割合は低くなっています。



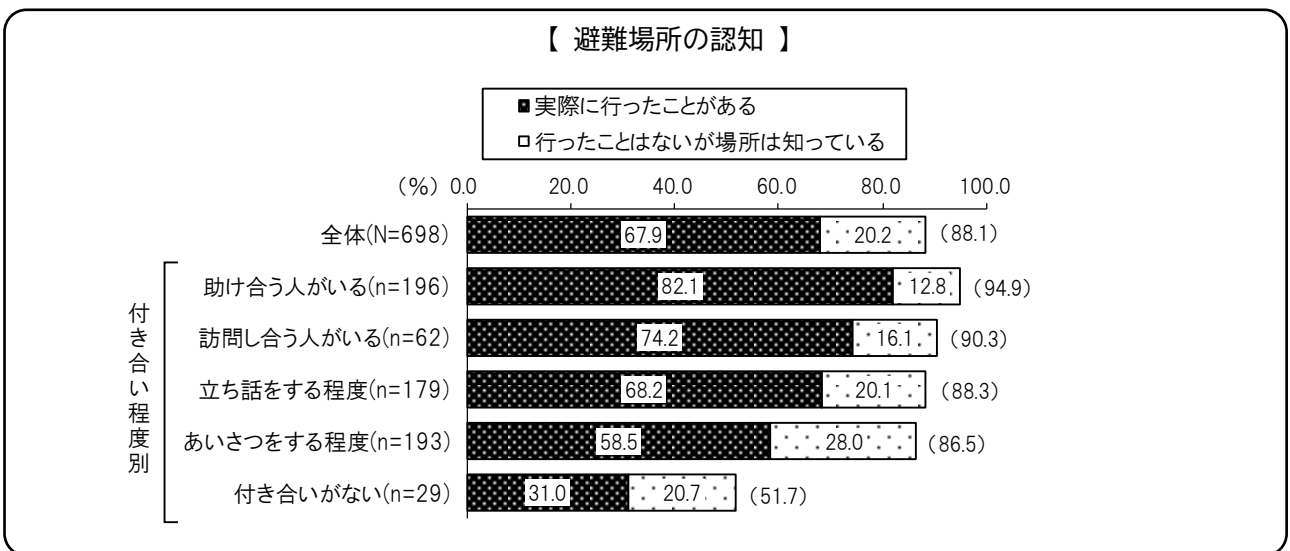


- ・ 伊方町社会福祉協議会について、およそ4人に1人が活動内容まで知っており、年齢が上がるほど、また近所との付き合いが親密な人ほど、その割合は高い傾向にあります。

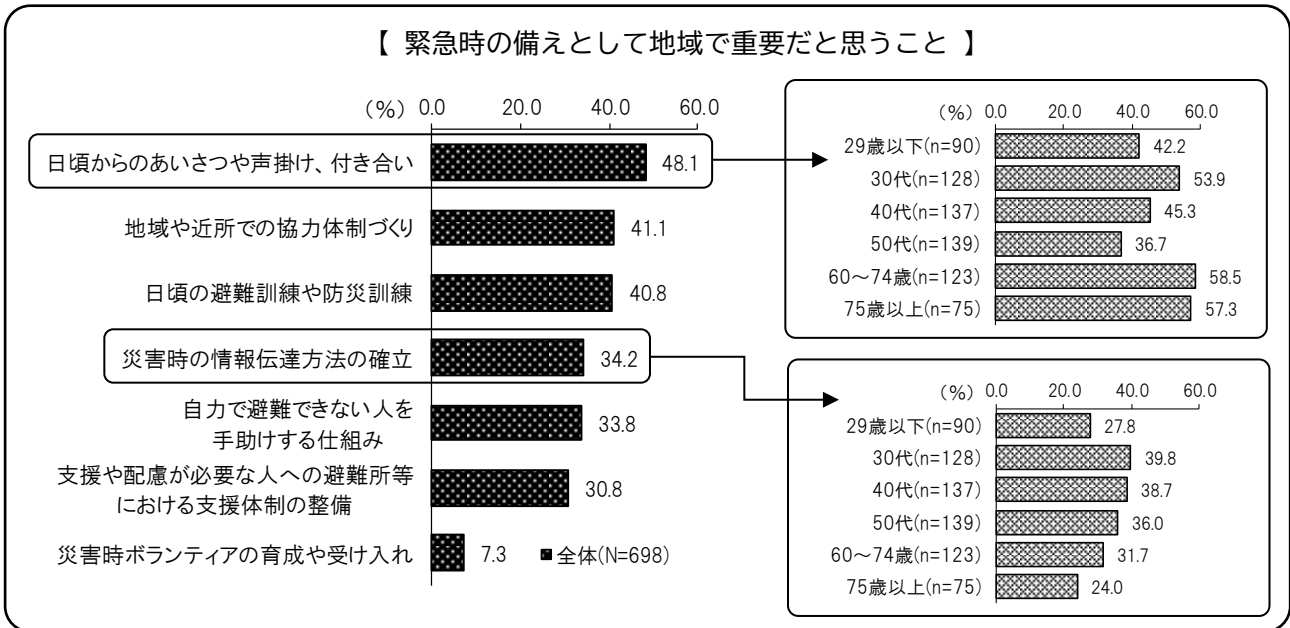


## 6 安全・安心な暮らしについて

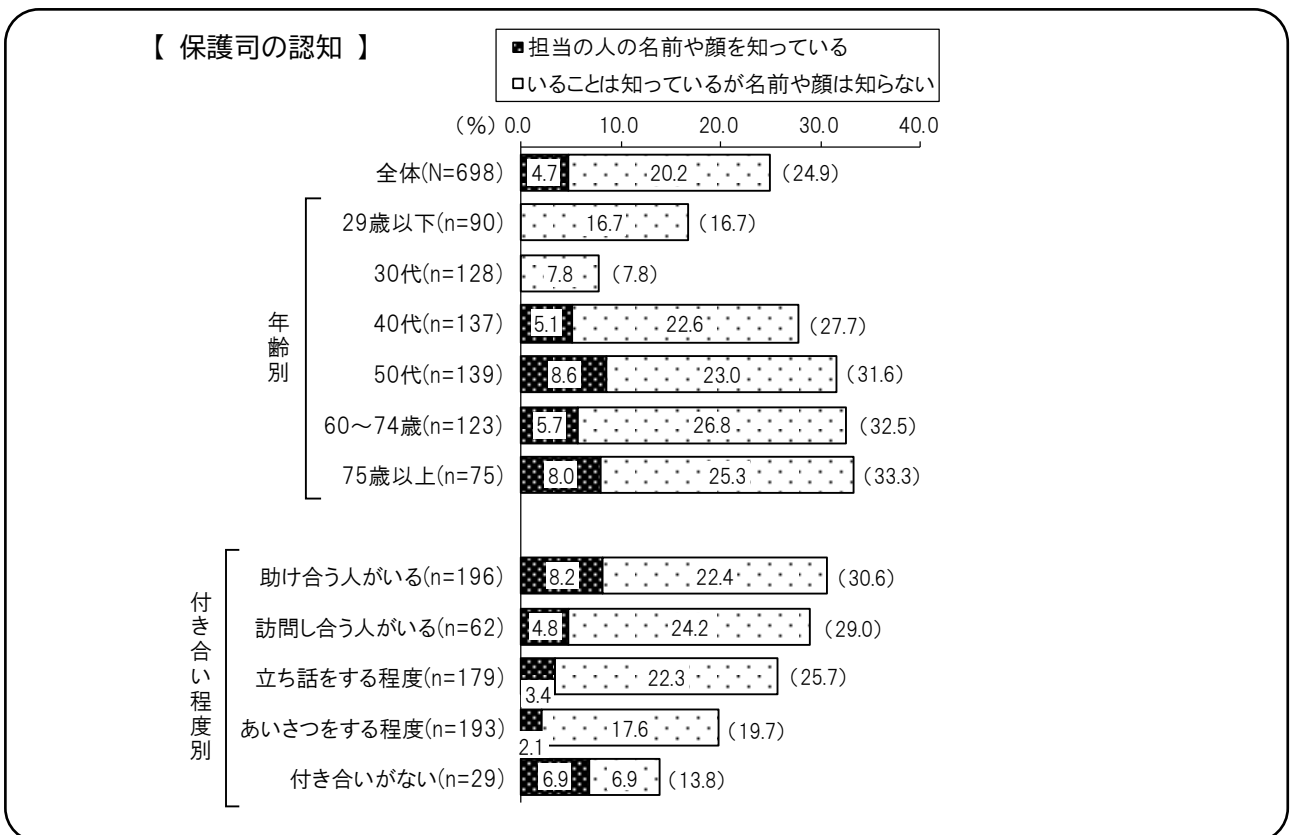
- ・ 災害時の避難場所について大半の人が認知していますが、近所との付き合いが薄い人は避難場所の認知率が低く、付き合いが親密な人との差が顕著です。



- ・ 災害など緊急時の備えとしては、60歳以上で日頃からのあいさつや声掛けを重視する割合が高く、30～40代では情報伝達方法の確立などが重視されています。



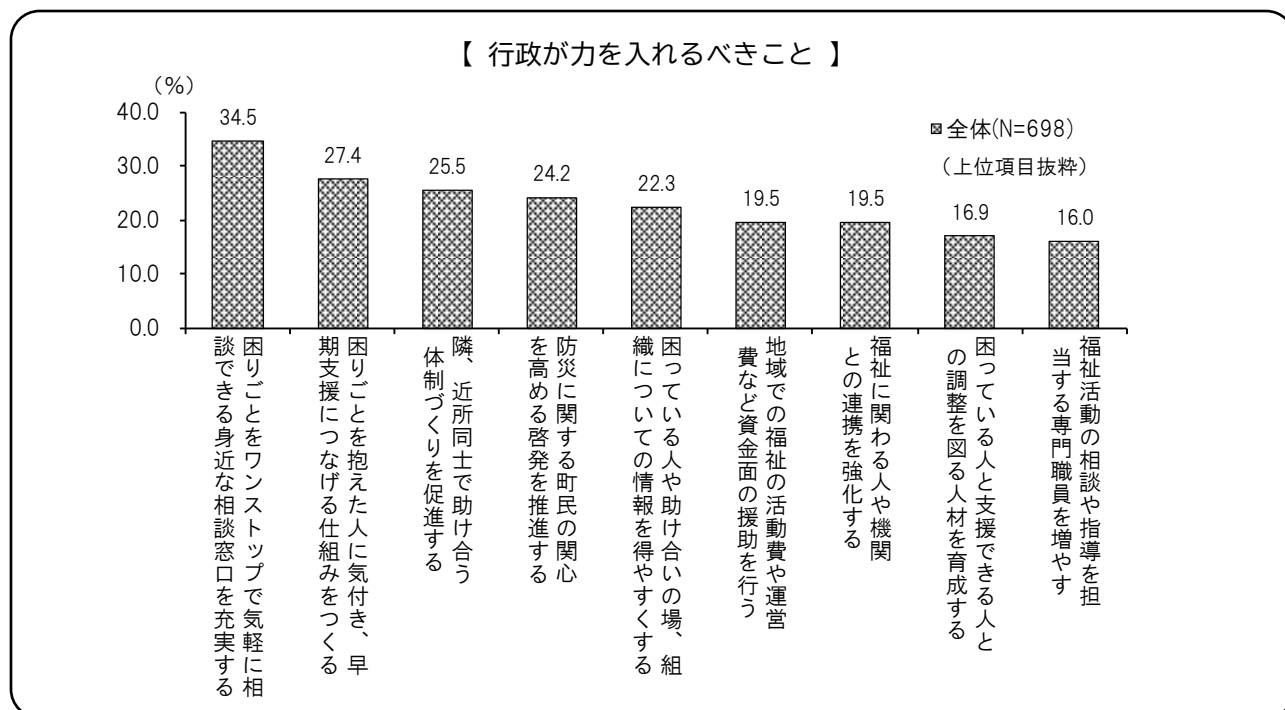
- ・ 保護司<sup>※</sup>を具体的に知っている人の割合は5%未満と低い状況ですが、近所付き合いが親密な人ほど保護司がいることを知っている割合が高くなっています。



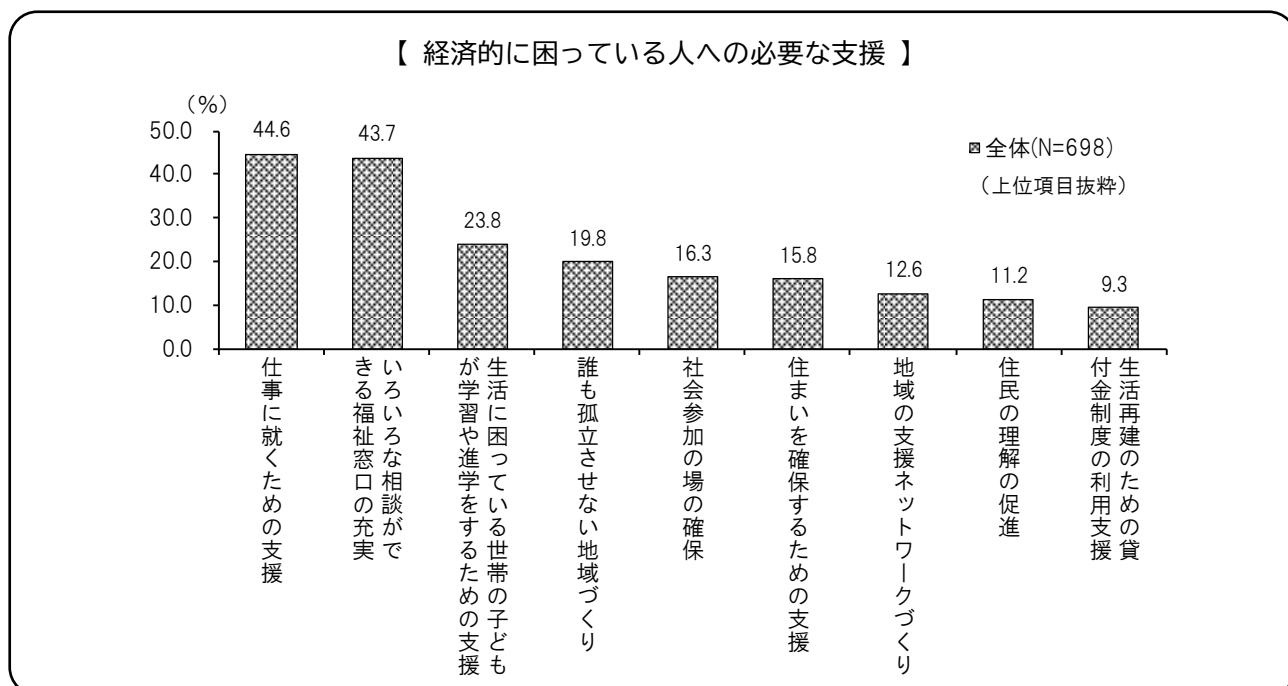
※ 保護司とは、犯罪や非行をした人の立ち直りを地域で支える民間のボランティアのこと。「保護司法（昭和 25 年法律第 204 号）」の規定に基づき、法務大臣から委嘱された非常勤の国家公務員とされているが、給与は支給されない。国家公務員である保護観察官と協働して保護観察に当たり、犯罪や非行をした人が刑事施設や少年院から社会復帰を果たしたとき、スムーズに社会生活を営めるよう、釈放後の住居や就業先などの帰住環境の調整や相談を行っている。

## 7 伊方町の福祉施策について

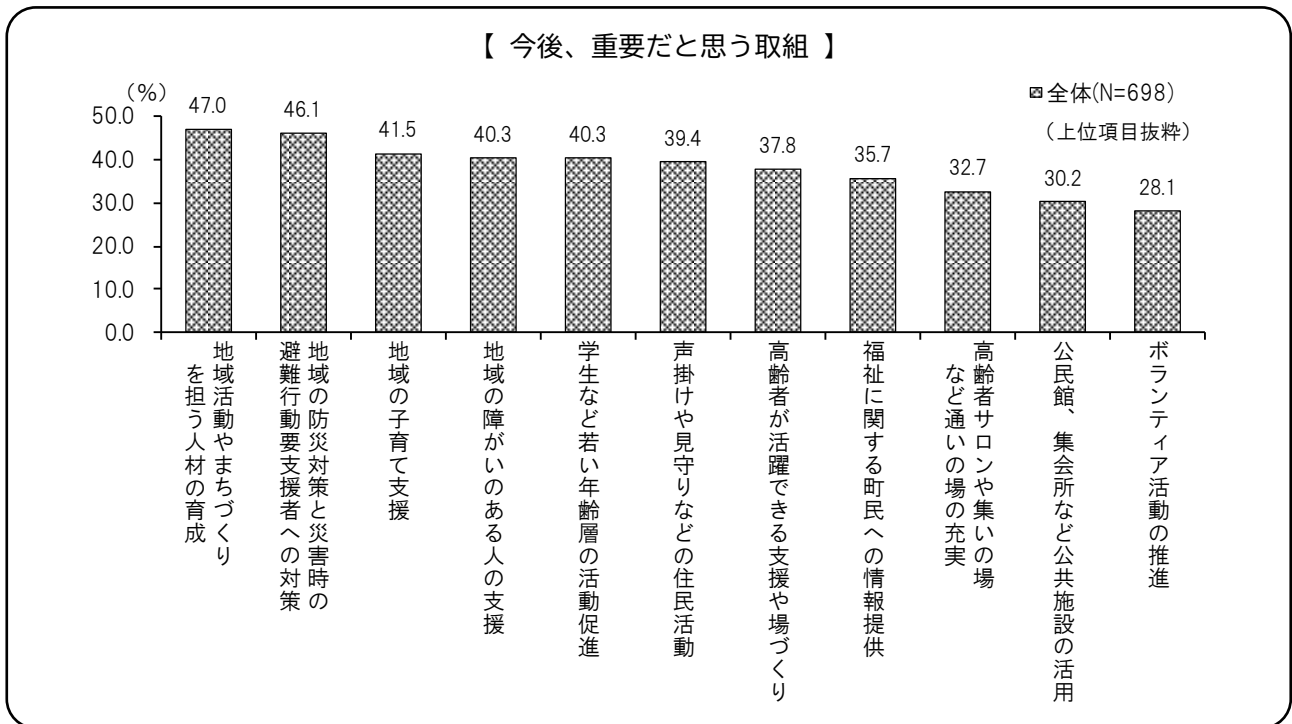
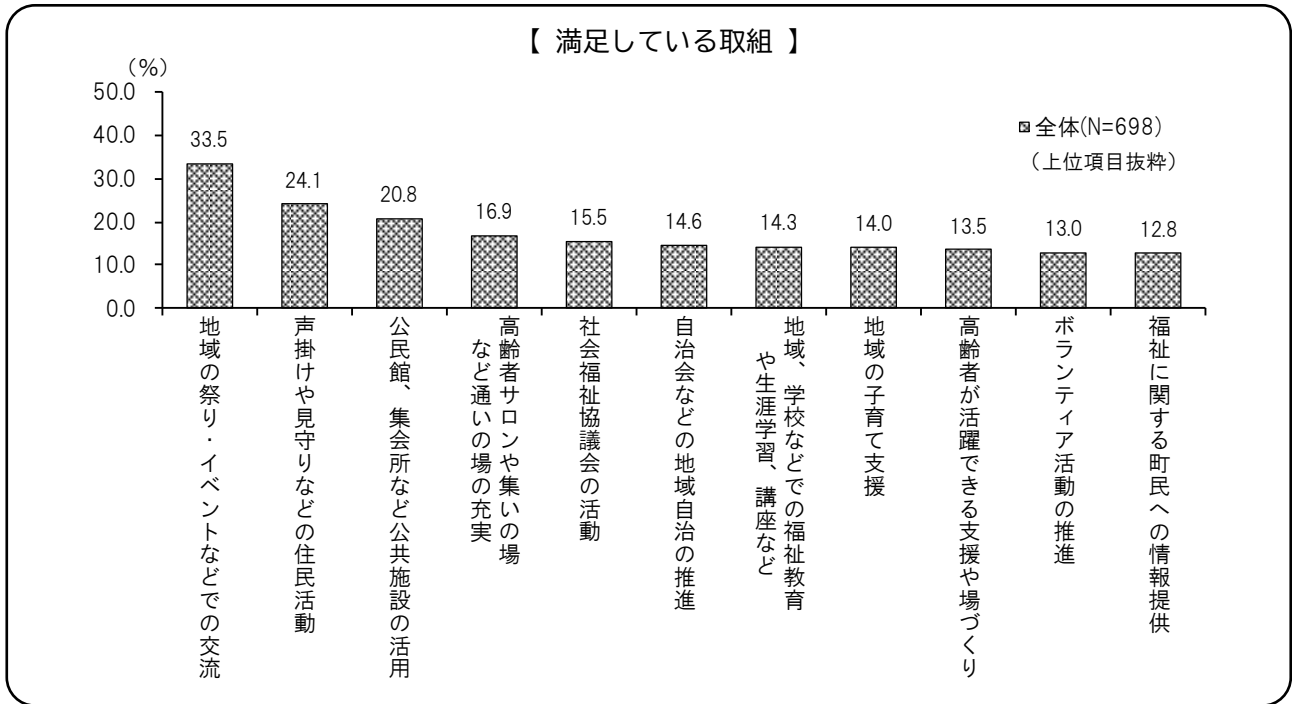
- 行政が力を入れるべきこととして「ワンストップの相談窓口」の割合が最も高く、次いで「困りごとを抱えた人の早期発見・早期支援」「近所同士で助け合う体制づくり」が求められています。



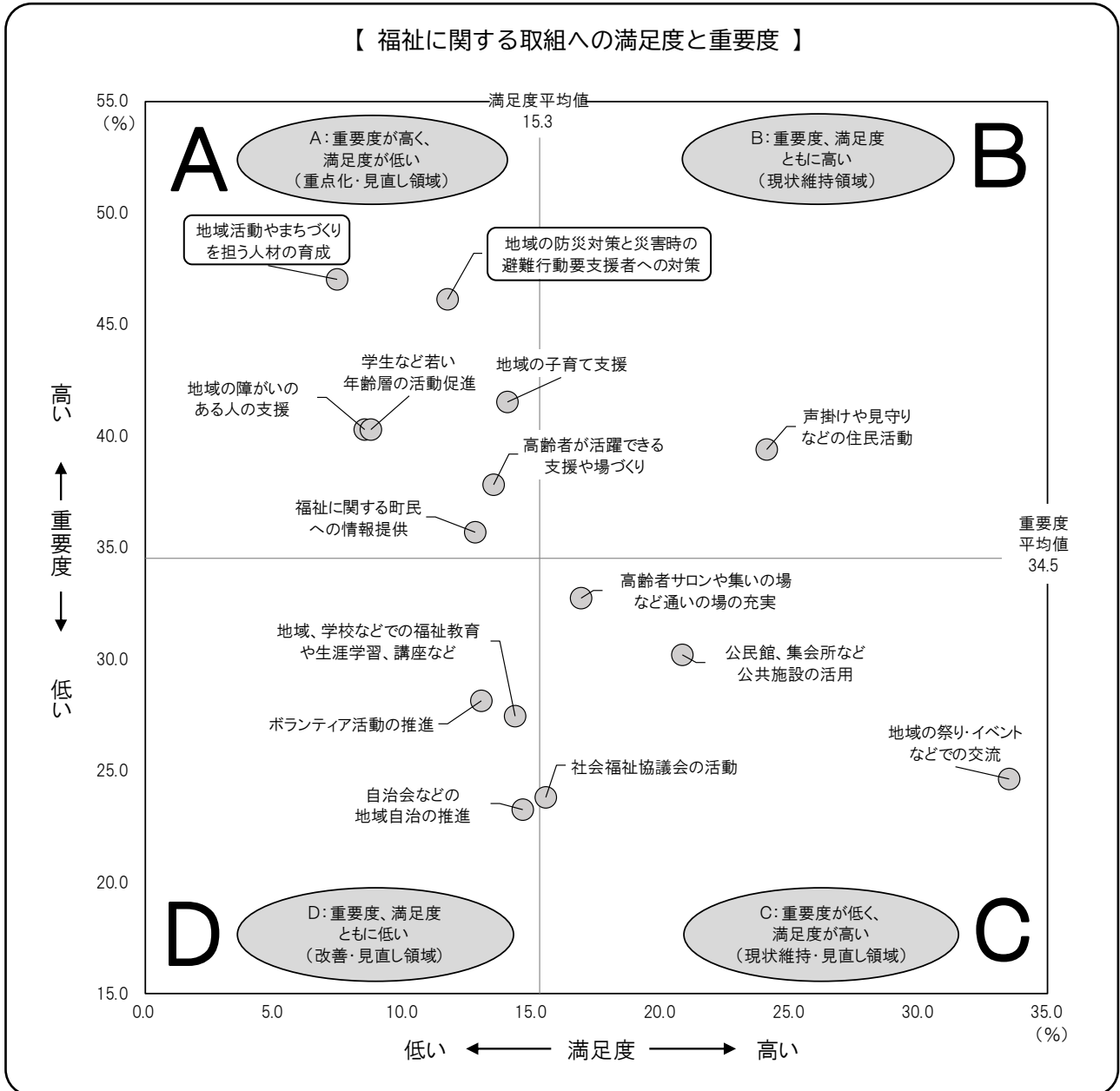
- 経済的に困っている人への支援については「就労への支援」や「相談窓口の充実」が必要とされています。



- ・ 満足している取組については「地域の祭り・イベントなどでの交流」「声掛けや見守りなどの住民活動」「公民館、集会所など公共施設の活用」などが上位に回答されています。
- ・ 今後、重要だと思う取組については「地域活動やまちづくりを担う人材の育成」「地域の防災対策と災害時の避難行動要支援者への対策」「地域の子育て支援」などが上位に回答されています。



- 伊方町の福祉に関する取組について、現状の満足度と重要度の両面から、重点的に取り組むべき施策をみると「地域活動やまちづくりを担う人材の育成」「地域の防災対策と災害時の避難行動要支援者への対策」など、人材育成の強化や地域での防災対策が求められています。



## 【8】本町の課題

公的資料等統計データの分析やアンケート調査結果等から読み取れる、福祉施策に関する本町の課題を整理しました。

### 1 地域で支え合う福祉意識の醸成

- アンケート調査結果では、地域の福祉課題に関心が高い人ほど、福祉用語の認知率が高く、ボランティア活動への参加者も多いといった相関性がうかがえました。町民一人一人が、地域の福祉課題に関心を持ってもらうために、福祉を身近な問題として意識し、無理のない範囲で地域の活動や取組に参画してもらう機会を提供していくことが重要です。そのため、町の広報紙やホームページはもとより、若い年齢層にはSNS等のデジタルツールを活用するなど、年代に合わせた柔軟で効果的な情報の発信及び啓発が必要です。
- 地域福祉の意識を醸成していくためには、性別や年齢、出身地、生活困窮の状態、障がいの有無、国籍などにかかわらず、町民の誰もが多様性を認め合う人権意識の醸成が重要です。そのため、生涯学習の場を活用し、幅広い年齢層に対して、福祉に関する講座やセミナーの開催をはじめ、参加を促進するための、効果的な周知や誰もが参加しやすい環境づくりの検討が必要です。

### 2 誰もが気軽に集える交流の場の充実

- アンケート調査結果では、近所付き合いの親密さと地域での人間関係の良好さには相関があることから、幅広い年齢層や様々な考え方を持つ多様な人たちが主体的に交流することができる、場所や機会の充実を図ることが重要です。
- 地域における交流を促す取組について、近所付き合いの希薄な人をはじめ、参加経験がない人も含めて幅広く周知し、気軽に参加できる機会を充実することが必要です。

### 3 地域活動への参加の促進と担い手づくり

- アンケート調査結果では、自治会の役員の成り手や活動の担い手がいないと回答した人が半数近くとなっています。関係団体調査結果でも、自治会の役員等をはじめ、近年、地域活動の担い手の不足や高齢化が顕著となっています。地域福祉の基礎ともいえる地域活動を存続させるために、次世代の人材の発掘と育成に向けた取組の強化が必要です。
- ボランティア活動に対する参加意向は、ボランティア経験のある人ほど高くなっています。ボランティア未経験の人でも、まずはボランティアを気軽に体験してもらえるよう、ボランティア活動に関する情報の積極的な発信と参加のきっかけづくりが求められます。

## 4 相談支援の充実

- アンケート調査結果では、伊方町が力を入れるべき福祉施策として「困りごとをワンストップで気軽に相談できる身近な相談窓口を充実する」が第1位に回答されています。相談者が来るのを待つだけでなく、アウトリーチ※の考え方に基づくアプローチ方法なども検討し、早期の支援につなぐ体制づくりや支援組織に関する情報の提供などを検討する必要があります。
- 地域の身近な問題や子育ての悩みなどを住民の立場で相談に応じる民生委員・児童委員の活動内容について、特に若い年齢層に周知する必要があります。

※ 困難を抱え、支援が必要であるにもかかわらず相談窓口へ来ることができない人に対して、行政や支援機関などが積極的に働き掛けて、訪問等を通じて必要な支援につなげるプロセスのこと。

## 5 生活への多様な支援の充実

- アンケート調査結果では、介護が必要になっても、住み慣れた場所で安心して暮らせることが求められているとともに、特に子育て家庭においては、安心して子育てができるまちが求められています。高齢者や障がいのある人、子育て家庭など、誰もが地域で安心して生活できるよう、本町における個別の福祉計画に基づき、多様な福祉サービスの充実を図るとともに、町民一人一人の状況やニーズに応じた適切なサービスの提供が必要です。

## 6 安心、安全なまちづくり

- アンケート調査結果では、緊急時の備えとして、日頃からの挨拶や声掛け、付き合いが重視されています。また、地域の防災対策は満足度が相対的に低く、重要度が高い、早急に解決が求められる課題として位置付けられます。地域で一人での避難が困難な人などの把握と防災支援体制づくりを進めるとともに、年齢等による情報入手手段の違いに応じた情報の伝達、共有の仕組みを整備することが必要です。
- 防犯や交通安全など、安全で安心な生活環境づくりが求められています。また、アンケート調査結果では、保護司の存在を具体的に知っている人は、現状では僅かです。再犯防止対策の推進にあたっては、町民の理解を促進する取組が必要であるとともに、保護司との連携や保護司の育成が必要です。

---

## 第4章 計画の基本的な考え方

---

### 【1】基本理念

---

本町におけるまちづくりの上位計画である「伊方町第2次総合計画」においては、まちの将来像として「輝く人々・豊かな自然 よろこびの風薫るまち 伊方 ～ みんなが選ぶ佐田岬、しあわせ感じる佐田岬～」を掲げ、さらに、まちづくりの2つのテーマとして「みんなが未来を選び、誰からも選ばれるまちを目指して」「暮らす町民や訪れる人々がしあわせを実感できるまちを目指して」を定め、様々な行政施策を推進しています。

総合計画における、まちづくりの6つの基本目標のうち、本計画と関連が深い「保健、医療、福祉」分野では「絆で創る、健康長寿と町民総活躍のまちづくり」を掲げ、その中に「地域福祉の充実」を位置付けています。

保健、医療、福祉を推進する基盤として、一人一人の心掛け（自助）、町民同士の支え合い（互助）、社会保障制度やサービス（共助）、公的な制度やサービス（公助）という重層的な「人と人との絆でより良い地域社会を創る力」を持つ、地域福祉社会の形成を目指しています。

一方、この度実施したアンケート調査等の各種実態調査結果からは、福祉の担い手不足への対応や住民同士のつながり意識の向上、ボランティア活動の活性化など、大きな福祉的課題が改めて明らかになりました。

本計画においては、これらの福祉的課題の解決に向けて「伊方町第2次総合計画」の基本理念が目指す「福祉のまちづくり」との整合を踏まえ、次のように「基本理念」を掲げます。

### ● 本計画の基本理念 ●

---

## 誰もが幸せを実感できる 絆が育む支え合いのまち 伊方

---

この基本理念に基づき、町民の地域福祉に対する理解を促進するとともに、支え合いの心を育みながら地域活動に参画することで絆を深め、誰もが幸せを実感できる福祉のまちづくりを目指します。

本計画では、基本理念の実現に向けて、これまでの取組やアンケート調査結果から読み取れるニーズや課題などを踏まえ、次の6つの基本目標を定め、具体的な取組を展開します。



## 【2】施策体系

---

【基本目標1】  
地域福祉の意識づくり

基本施策1 福祉の意識を高める広報、啓発、情報発信の充実  
基本施策2 福祉の心を育む学びの場の充実

【基本目標2】  
交流の場づくり

基本施策1 支え合いの関係づくり  
基本施策2 気軽に集える交流の場づくり

【基本目標3】  
福祉の担い手づくり

基本施策1 地域活動やボランティア活動への参加促進  
基本施策2 福祉の担い手の育成と人的資源の発掘

【基本目標4】  
困りごとに寄り添う相談支援体制づくり

基本施策1 誰一人取り残さないきめ細かな相談支援体制づくり  
基本施策2 福祉のネットワークづくり

【基本目標5】  
暮らしを支える多様な支援体制づくり

基本施策1 多様な福祉サービスの適切な利用促進  
基本施策2 権利擁護の推進

【基本目標6】  
安心して暮らせるまちづくり

基本施策1 防災・防犯対策の推進  
基本施策2 人にやさしいまちづくり

## 第5章 施策の展開

### 【基本目標1】地域福祉の意識づくり

#### 基本施策1 福祉の意識を高める広報、啓発、情報発信の充実

地域福祉の推進にあたっては、町民一人一人が、地域福祉や地域共生社会の考え方を知り、それに関する取組やその仕組みを知ることが必要です。

町民の地域福祉への関心や意識を高めるため、町の広報紙やホームページ、SNS等多様な手段を活用し、幅広い年齢層に情報を発信するとともに、誰にでも分かりやすく、入手しやすい情報の発信に努めます。

取組名	取組内容
地域福祉に関する意識啓発の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 町の広報紙やホームページ、イベントの場など、あらゆる手段や機会を活用し、本計画及び地域福祉の考え方や地域共生社会の意義等について町民に周知を図るとともに、意識啓発を推進し、地域住民の意識を高め、住民同士のつながりづくりを促進します。</li> <li>○ 特に若い年齢層に向けては、SNS等インターネットを活用した情報提供など、幅広い年齢層への効果的な啓発活動を推進します。</li> </ul>
誰でも入手しやすい情報の発信	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 情報の発信にあたっては、町民に分かりやすく、また、視覚や聴覚に障がいがある人でも情報を入手できるよう、情報のバリアフリー化など、適切な配慮に努めます。</li> </ul>
人権意識の啓発と多様性を認め合う意識啓発	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ あらゆる分野で人権が尊重され、差別を許さない人権意識を高めるため、教育の場や多様な媒体、機会を活用して啓発を推進するとともに、懇談会やセミナー等、人権意識への理解を深めるための場づくりに努めます。</li> <li>○ 女性や子ども、高齢者や障がいのある人、同和問題、インターネット上における中傷や悪口、LGBTQ*など、様々な分野における人権課題の正しい理解の促進に努めるとともに、多様性を認め合う意識啓発を推進します。</li> <li>○ 子どもの頃から、お互いを思いやる心や命の大切さ、個性を認める意識などを養うことができるよう、小・中学校において人権教育の充実を図ります。</li> </ul>

※ 次の頭文字を並べたもので「性的マイノリティ（性的少数者）」とも呼ばれている。L（レズビアン）：女性の同性愛者、G（ゲイ）：男性の同性愛者、B（バイセクシュアル）：両性愛者、T（トランスジェンダー）：体と心の性別に違和感のある人、Q（クエスチョニング）：自認する性が定まらない人などの総称

## 基本施策2 福祉の心を育む学びの場の充実

教育や保育の場において、児童・生徒に対して地域とのふれあいや交流、支え合いについて学ぶ機会を充実し、子どもの頃から地域福祉及び人権尊重意識の醸成に努めます。

生涯学習の場などを活用し、幅広い年齢層に対する福祉を学ぶ機会を充実し、地域福祉についての意識の醸成を図ります。

取組名	取組内容
学校等における福祉教育の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 小・中学校において、児童・生徒に対して総合学習の時間等を活用し、地域に暮らす一員として、どのような福祉活動ができるかを考え、行動するための力を育むとともに、福祉への理解と関心を高める教育を推進します。</li> <li>○ 福祉施設への訪問など、福祉体験活動や介護ボランティア等を通して、児童・生徒に福祉の意識を育みます。</li> <li>○ 中学生の職場体験を通して様々な業種を体験し、勤労意識や感謝の心を育みます。</li> <li>○ 総合学習の時間等を活用した三世代交流や運動会等で地域住民に参画していただくなど、地域との交流の促進に努めます。</li> </ul>
生涯学習社会づくりの推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 公民館活動や図書館活動等の充実を図り、学習を通して町民一人一人が自分自身の意識を高めながら、多様な人々と交流し、学んだ成果を地域社会に生かしていくことにより、学び、伝え、共に創る生涯学習社会の形成を目指します。</li> </ul>
一人一人を見つめ大切にす教育の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 人権が尊重される社会づくりを目指し、あらゆる差別や偏見の解消に向けて人権・同和教育を推進し、児童・生徒の健全育成に取り組みます。</li> </ul>
人権の尊重と多様性を認め合う学びの場づくり	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 地区別人権・同和教育懇談会等の開催をはじめ、地域で福祉や人権について、誰もが参加しやすい学ぶ機会を充実し、広く町民と地域の福祉課題を共有し、解決に向けて積極的に取り組む意識づくりを推進します。</li> </ul>

## 【基本目標2】交流の場づくり

### 基本施策1 支え合いの関係づくり

日頃から近所で声を掛け合い、地域で困りごとを抱える人に気付き、早期の対応を図ることができるよう、地域全体による見守り活動を促進します。また、仲間づくりや地域との関わりを持つ身近な機会でもある地域活動についての情報を発信することで、町民の意識の向上を図り、地域活動を促進します。

取組名	取組内容
世代間で交流する機会づくり	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 子どもから高齢者まで、幅広い年齢層が地域の様々な福祉活動に参加できるよう、地域で「顔の見える関係づくり」を促進するとともに、生涯学習やイベントなど、世代間で交流する機会づくりに努めます。</li> <li>○ 社会福祉協議会や民生委員・児童委員と連携し、要介護高齢者や障がいのある人、子育て家庭等に対して、地域行事やイベントなどへの参加の呼び掛けを促進するとともに、ひきこもりの防止に努めます。</li> </ul>
地域における活動情報の提供	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 地域における子どもや高齢者への見守り活動をはじめ、住民同士の親睦とつながりづくりなどを目的とする様々なコミュニティ活動について、町民への周知を図り、参加の促進に努めます。</li> </ul>
支え合いの関係づくり	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 身近な地域で様々な機会を通して、高齢者や障がいのある人、子育て家庭などが抱える悩みや不安の把握に努め、その解決に向けて、住民同士が支え合える関係づくりを促進します。</li> </ul>
地域住民同士の交流の促進	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 地域住民や関係機関等との連携を図り、友愛訪問、給食サービス、サロン等を実施して、住民同士の交流を促進します。</li> </ul>
高齢者の見守りや支え合いの促進	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 多様な主体が行っている高齢者の見守り活動に関する情報を、地域包括支援センターで把握し、支援を必要とする高齢者に適切な支援を行う体制の充実を図ります。</li> </ul>
生活支援コーディネーターによる支援の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 生活支援コーディネーターが、地域に不足する福祉サービスの洗い出しや生活支援サービスの提供体制づくりを推進します。また、社会福祉協議会や関係機関との連携を強化し、福祉のネットワークづくりを推進します。</li> </ul>

## 基本施策2 気軽に集える交流の場づくり

孤立しがちな高齢者や障がいのある人、子育て家庭をはじめ、誰もが気軽に集える活動拠点を充実し、仲間づくりや健康づくり、介護予防活動等の活発な展開を促進するとともに、地域住民の主体的な活動を促進します。

取組名	取組内容
町民の交流の場づくり	○ 高齢者や障がいのある人、子育て家庭など、既存施設の有効活用も含め、サークル活動や防災教室、健康づくり活動など、様々な立場の人が交流することができる場の整備や提供に努めます。
保健・福祉の拠点の充実	○ 地域の保健センターを拠点として、高齢者がいつまでも元気に自分らしく生活できるよう、生活習慣病予防やフレイル予防、認知症予防の活動を通して、健康づくりに関連する施策を推進し、健康寿命の延伸を目指します。
地域生活支援拠点の整備	○ 障がいのある人の、地域生活への移行に向けた支援及び地域生活支援を充実させるため、地域生活支援拠点を整備し、コーディネーターや障害福祉サービス事業所等の担当者の配置、支援ネットワークなどによる効果的な支援体制及び緊急時の連絡体制の構築を進めます。
地域子育て支援拠点事業の充実	○ 子育て交流広場（スマイルルーム）において、日頃、家庭で育児をしている保護者を対象に、親子で楽しい時間を過ごし、子育てに関する相談や情報交換の場を提供し、子育ての負担の軽減を図ります。
支援拠点機能の充実	○ ニーズに応じて気軽に利用できる福祉の拠点として、保健センターをはじめ、子育て交流広場（スマイルルーム）など拠点機能の充実に努め、町民の利用を促進します。
地域に開かれた学校づくりの推進	○ 家庭、地域と連携し、地域資源を十分に活用しながら、地域学校協働本部の活動を充実させるとともに、学校と地域住民等が協働して学校の運営にあたるコミュニティ・スクールも視野に入れ、特色ある「地域とともにある学校」づくりを目指します。
障がいのある人への活動支援	○ 障がいのある人とその家族の主体的な活動を支援するため、障がい者団体、区長会、ボランティア団体と連携し、障がいのある人も参加しやすいスポーツ、文化、レクリエーション活動などの拡大を図ります。

### 【基本目標3】福祉の担い手づくり

#### 基本施策1 地域活動やボランティア活動への参加促進

町民の誰もが、身近に地域との関わりを持つことができる機会として、気軽に参加できる地域活動やボランティア活動の普及をはじめ、参加へのきっかけづくりを推進します。また、社会福祉協議会等、関係機関と連携し、幅広い世代へのボランティア活動へ参加する意識の向上や参加の促進を図ります。

取組名	取組内容
地域活動への参加の促進	○ 社会福祉協議会や区長会等と連携し、地域で行われる様々な地域活動について町民への周知を図り、幅広い年齢層や職種からの参加を促進します。
地域の活動団体への支援	○ 地区の活動や老人クラブ、町内のボランティアグループや社会福祉協議会の活動など、地域で活動する団体や組織の活動を支援し、それぞれの活動の活性化を図ります。
ボランティア活動への参加の促進	○ 社会福祉協議会と連携し、誰もが気軽に取り組めるボランティア活動の提案や情報の提供に努めるとともに、幅広い年齢層へのボランティア意識の普及に努めます。 ○ 社会福祉協議会と連携し、ボランティア団体の育成を支援し、ボランティア活動の促進と活動の活発化を図ります。
地域介護予防活動支援	○ 介護予防活動に必要な知識や情報の提供に努めるなど、ボランティア団体やサロンの活動を支援するとともに、自主的な活動グループの設立を支援します。
子育てボランティア活動の活性化	○ 社会福祉協議会等、関係機関と連携し、子育てに関わる様々なボランティアの養成に努めるとともに、ボランティアグループの育成や啓発に努めます。
食生活改善推進協議会活動	○ 食生活の改善を中心とした健康づくりを推進するため、健康食生活普及事業や独居老人給食サービス、伊方まつり等、地域のボランティア活動を行うとともに、若年層を中心とした人材の確保、育成に努めます。

## 基本施策2 福祉の担い手の育成と人的資源の発掘

福祉についての知識や理解を深める機会の充実をはじめ、福祉人材の育成に向けた取組を推進し、地域で福祉リーダーや担い手を育成します。また、地域住民の経験と能力を地域福祉の活動に生かすため、福祉の担い手の育成と発掘に努めます。

取組名	取組内容
福祉の担い手の育成	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 誰もが福祉の担い手となれるよう、人材育成に向けた講座や研修等の機会を充実し、町民の福祉への理解を深めるとともに、地域福祉活動の中心的な役割を担うリーダーや活動団体の育成を図ります。</li> <li>○ 地域で福祉活動を展開する、関係団体等への支援や適切な情報の提供に努め、地域の活性化や人材の育成、確保を図ります。</li> <li>○ 認知症高齢者の見守り、行方不明者の搜索等を支援する「オレンジネットワーク」の体制の改善に努めます。</li> </ul>
介護人材の確保・定着への支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 適正な介護サービスが提供できるよう、サービスの担い手である介護職員や看護職員等、介護人材の確保、育成、人材の発掘に向けた取組を推進します。</li> <li>○ 介護に関する研修や講演会の開催を通して、介護人材の技術力の向上を図るとともに、介護保険サービス事業所、介護施設等に従事する人材の定着を図ります。</li> </ul>
手話奉仕員等の養成	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 手話や要約筆記、点訳、音訳など、障がいのある人がコミュニケーションするために必要な奉仕員の養成に努めるとともに、養成講座への参加を促進するため、より効果的な情報発信方法を検討します。</li> </ul>
専門的な担い手の育成	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 認知症サポーターの養成講座を開催し、認知症についての理解を深め、認知症の人やその家族を支援するサポーターの増員に努めます。</li> <li>○ 職域や企業等をはじめ、町民に幅広くゲートキーパー養成講座への参加を促進し、自殺予防に取り組める人材の育成を図ります。</li> <li>○ 誰もが適切な福祉サービスを利用できるよう、保健師等の専門職による相談など、相談機能の専門性を確保するとともに、研修等の充実による専門職の育成を推進します。</li> </ul>

## 【基本目標4】 困りごとに寄り添う相談支援体制づくり

### 基本施策1 誰一人取り残さないきめ細かな相談支援体制づくり

ひきこもり、8050問題、ヤングケアラー問題等、多様化、複雑化する町民の悩みや困りごとをはじめ、制度の狭間にあることから相談先が分からないといったケースにも対応できるよう、相談窓口の周知を図ります。また、高齢者や障がいのある人、子育て家庭や生活困窮世帯など、地域から孤立するようなことがないよう、相談機能の充実を図り「誰一人取り残さない支援」に取り組みます。

取組名	取組内容
相談しやすい体制の整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 町の広報紙やホームページをはじめ、多様な手段を活用して相談窓口の周知を図ります。</li> <li>○ 地域住民の複雑化、多様化した支援ニーズに対応するため、社会福祉協議会をはじめ、関係機関や庁内関係課と連携して、保健、福祉の総合相談窓口の整備を検討するなど、包括的な支援体制の構築を目指します。</li> <li>○ 町民の相談に専門性を持ち適切に対応できるよう、関係機関と連携し、相談体制の構築に努めます。</li> </ul>
総合相談支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 保健師、社会福祉士等が中心となり、地域の高齢者が安心して生活を続けることができるよう、情報収集や相談等により必要な支援を把握し、適切なサービス利用や関係機関による支援につなぎます。</li> </ul>
生活困窮者自立支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 「生活困窮者自立支援事業」により、生活に困りごとや不安を抱えている人へのセーフティネットとして、支援員が相談を受け、どのような支援が必要かを本人と共に考え、具体的な支援プランを作成し、寄り添いながら自立に向けた支援を行います。</li> </ul>
ひとり親家庭、貧困家庭の自立支援の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ ひとり親家庭が経済的にも精神的にも安定した生活が送れるよう、また、児童・生徒の健全育成や福祉の向上が図られるよう、関係機関と連携し、保護者の就業相談や指導などの充実にも努めるほか、利用可能な制度の情報提供や適切な利用の促進を図ります。</li> <li>○ 様々な理由により経済的に困窮している貧困家庭について、実態の把握に努めるとともに、家庭の状況に応じた支援に努めます。</li> </ul>



取組名	取組内容
制度の狭間にある人への支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ ひきこもり状態にある人や8050問題、ダブルケア問題、ヤングケアラー問題、セルフネグレクト（自己放任）など、多様化、複雑化する生活課題を抱え、地域の中で見えにくい潜在的な要支援者を早期に発見し、適切な支援につなぐため、民生委員・児童委員をはじめ、関係機関と連携して取り組めるよう、体制の強化を図るとともに、庁内の分野横断的な連携の強化を図ります。</li> </ul>
自殺対策の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 「伊方町自殺対策計画」に基づき、地域における自殺予防を推進するため、関係機関と連携し、地域におけるネットワークの強化や自殺対策を支える人材の育成、生きることの促進要因への支援など、具体的な自殺対策を推進し、誰も自殺に追い込まれることのない伊方町の実現を目指します。</li> <li>○ うつ病や心の悩みを抱えている人に対して、適切に相談に対応するとともに、必要に応じて関係機関につなぎます。</li> </ul>

## 基本施策2 福祉のネットワークづくり

社会福祉協議会をはじめ、地域の福祉活動を担う多様な団体や多職種との連携を強化し、協働しやすい体制づくりに努めるとともに、関連する分野の活動団体同士をつなぎ、市民の福祉ニーズの早期発見、多岐にわたる地域の生活課題の解決、支援の充実に向けて、効果的な福祉のネットワークづくりを推進します。

取組名	取組内容
福祉活動のネットワークづくり	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 社会福祉協議会等、関係機関と連携し、民生委員・児童委員や各地域の見守り活動等を通して、地域住民が抱える様々な福祉課題を発見できる仕組みづくりを促進します。</li> <li>○ 地域や関係機関の多職種が行政と協働して、それぞれの得意分野や活動を生かしてネットワークをつくり、地域におけるニーズの把握や課題の解決に努めるとともに、お互いに支え合う地域づくりを促進します。</li> </ul>
地域包括ケアシステムの推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 高齢者や精神障がいのある人が、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けることができるよう、住まい、医療、介護、介護予防、生活支援が一体的に提供される「地域包括ケアシステム」の充実を目指します。</li> </ul>
民生委員・児童委員との連携の強化	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 地域住民が抱える地域課題を早期に発見し、解決につなぐため、身近な相談役である民生委員・児童委員の活動を広く周知するとともに、連携の強化を図ります。</li> </ul>
高齢者や障がいのある人の見守り支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 一人暮らし高齢者が安心して生活できるよう、地域住民や民生委員・児童委員による見守り、訪問活動など、コミュニティ活動の充実を図るとともに、協力事業所等の協力を得て、高齢者を見守るネットワークを活用し、高齢者の安心、安全の確保を図ります。</li> <li>○ 障がいのある人について、地域における見守り活動や支え合い活動への市民の参加を促進するとともに、地域における人材の発掘、育成に取り組めます。</li> </ul>
老人クラブへの支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 単位老人クラブ及び老人クラブ連合会の運営を支援し、高齢者の地域での活動を促進します。</li> </ul>

取組名	取組内容
参加支援に向けた取組	<p>○ 高齢者福祉や介護、障がいのある人、子育て家庭、生活困窮等、分野横断的な連携により、相談者のニーズと地域の資源との橋渡しや必要な資源の開拓など、社会とのつながりを保つための支援に取り組みます。</p>
地域づくりに向けた取組	<p>○ 高齢者福祉や介護、障がいのある人、子育て家庭、生活困窮等、分野横断的な連携により、一人一人が地域社会からの孤立することを防ぐために、地域における多世代の交流や多様な活躍の場を確保する地域づくりに向けた支援に取り組みます。</p>

## 【基本目標5】暮らしを支える多様な支援体制づくり

### 基本施策1 多様な福祉サービスの適切な利用促進

高齢者や障がいのある人、子育て家庭など、誰もが地域で安心して生活できるよう、庁内で策定している各種福祉計画に基づき、福祉サービスの充実を図るとともに、一人一人の生活実態やニーズに応じて、適切なサービス支援へとつなぎます。

取組名	取組内容
福祉サービスの適切な利用促進	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 町民の誰もが、そのニーズに応じた福祉サービスを選択し、適切に利用できるよう、町の広報紙やホームページ等、様々な媒体を活用して福祉に関する制度やサービスの内容、申請方法等の情報を分かりやすく発信します。</li> <li>○ 「伊方町介護保険事業計画・高齢者保健福祉計画」「伊方町障がい者計画・障がい福祉計画・障がい児福祉計画」「伊方町子ども・子育て支援事業計画」等、福祉分野の個別計画との整合を図るとともに、情報共有と連携の強化に努め、協働による地域全体の福祉の向上を推進します。</li> </ul>
新たなニーズや課題への対応	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 地域住民や社会福祉協議会、民生委員・児童委員、サービス提供事業所等、関係機関の多職種が行政と協働して、福祉サービスを必要とする人の把握に努めるとともに、様々な課題や新たなニーズに対応した生活支援や福祉サービスについて共に検討します。</li> </ul>
福祉サービスの質の確保	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 介護保険サービスや障害福祉サービス提供事業者向けの研修や人材確保を支援し、サービスの質の向上に努めます。</li> <li>○ 各種福祉サービスに対する、問い合わせや苦情などを申し立てしやすい環境づくりに努めるとともに、利用者やその家族に対する苦情解決方法の周知と、苦情解決体制の充実を図ります。</li> </ul>
障がいのある人への就労の促進	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 相談支援事業所と連携し、障がいのある人の職場の選択や職場の中での困りごとが相談できるなど、就労の定着を支援するとともに、障がいのある人の一般就労の促進に努めます。</li> </ul>
住まいの確保	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 生活に困窮している人や高齢者、障がいのある人、子育て家庭等、配慮を必要とする人の住まいの確保や生活の安定、自立に向け、関係機関と連携し、公営住宅に関する情報提供等を行います。</li> <li>○ 町内にグループホームを活用し、障がいのある人が地域で自立して生活するための環境の整備を図ります。</li> </ul>

## 基本施策2 権利擁護の推進

一人暮らしの高齢者世帯や高齢者のみの世帯、認知症の人の増加などを見据え、関係機関と連携して総合的な権利擁護事業を推進するとともに、制度の内容について分かりやすい情報提供や周知により、適切な利用を促進します。また、関係機関と連携し、暴力や虐待の未然防止、早期発見、早期対応に努めます。

取組名	取組内容
権利擁護の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 町の広報紙やホームページ、パンフレット配布など、あらゆる手段や機会を活用し、権利擁護に関する制度についての普及に向けた啓発を推進し、町民の権利擁護に対する意識の向上を図ります。</li> <li>○ 認知症状や知的障がい、精神障がい等により、判断能力が十分でない人に対して、福祉サービスの利用援助や日常的金銭管理の支援、相談などを行う権利擁護事業に取り組みます。</li> </ul>
高齢者虐待の防止及び対応	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 高齢者への虐待行為を防止するために、家族介護者への支援や相談事業により、介護者の心身の負担の軽減を図るとともに、早期の対応、解決の実現に努めます。</li> <li>○ 身体的、心理的暴力やネグレクト、高齢者の財産の不当な処分等については、近隣住民や関係者からの通報（通告義務等）により、町や地域包括支援センターが事実を確認し、高齢者の保護や面会制限等の対策を実施します。</li> </ul>
障がいのある人への差別や虐待の防止	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 障がいのある人への虐待行為を防止するために、家族への支援や相談事業等により、早期の対応、解決の実現に努めます。</li> <li>○ 障がい等を理由とする偏見や社会的排除の防止、制約の事例紹介、直接的、間接的差別の禁止、虐待の防止に向けた活動等に関する啓発活動を推進します。</li> </ul>
児童虐待防止対策及び対応の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 児童虐待の防止に関する通告義務等の啓発活動を推進するとともに、要保護児童対策地域協議会のケース会議を開催し、関係機関との情報交換や情報共有を行い、児童虐待の早期発見と対応、発生の予防に努めます。</li> </ul>
あらゆる暴力をなくす運動の啓発	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ DVやデートDVをはじめ、ストーカー行為やインターネット上における中傷など、あらゆる暴力の根絶について、その背景や趣旨を町民が周知し、正しく理解できるよう、町の広報紙やホームページ、パンフレット配布など、あらゆる手段や機会を活用した啓発活動を推進します。</li> </ul>

取組名	取組内容
成年後見制度の普及と利用促進	<p>○ 本計画と一体的に策定している「伊方町成年後見制度利用促進基本計画」に基づき、町の広報紙やホームページ、パンフレット配布など、あらゆる手段や機会を活用し、普及に向けた啓発を図るとともに、適切な利用の促進を図ります。</p>

## 【基本目標6】安心して暮らせるまちづくり

### 基本施策1 防災・防犯対策の推進

近年、各地で頻発する地震や台風、豪雨等の災害に対して、地域における自主防災組織の活動の活発化をはじめ、地域住民や関係機関、行政が協働して地域の防災体制の強化や避難行動要支援者への支援を図り、災害に強いまちづくりを推進します。

日頃から、住民同士の顔の見える関係づくりを促進し、関係機関と連携した防犯体制の充実による、安心して暮らせる安全なまちづくりを推進します。

取組名	取組内容
防災体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 「伊方町地域防災計画」に基づき、災害発生時、速やかに防災情報を伝達するとともに、防災情報の入手手段の普及、入手方法の充実に努めます。</li> <li>○ 災害時に特に支援が必要な「避難行動要支援者」の登録に基づき、避難支援が適切に行えるよう、体制の整備に努めます。</li> <li>○ 避難訓練を実施する際には、高齢者等にも積極的に参加してもらうよう情報の提供に努めるとともに、災害発生時の対応として、高齢者や障がいのある人のケアが可能な福祉避難所の確保に努めます。</li> <li>○ 原子力防災訓練実施事業により、緊急時における災害対策の習熟と防災関係機関の相互協力体制の強化を図ります。</li> <li>○ 地域の消防団活動を支援するとともに、自主防災組織との連携を強化し、防災体制の強化を図ります。</li> </ul>
防犯体制の整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 地域の防犯意識を高めるため、啓発活動に努めるとともに、関係機関と連携し、地域住民同士が日常生活で声掛けや見守り活動を行う体制づくりを支援します。</li> <li>○ 身近な犯罪の防止や犯罪が発生しにくい環境づくりを進めるため、警察署や関係機関、関係団体等と連携して暴力追放や防犯活動を展開し、安全、安心なまちづくりを推進します。</li> <li>○ PTAによる地域見守り隊をはじめ、警察協助手員等の防犯パトロール活動を通して、防犯体制の強化を図ります。</li> <li>○ インターネットやスマートフォンを安全に使用するために、児童・生徒、保護者を対象として、インターネットやSNS等の危険性についての周知や適正な利用に関する意識啓発を行い、トラブルから子どもの安全を守ります。</li> </ul>

取組名	取組内容
交通安全対策の推進	○ 交通安全施設の整備により、町民の事故防止と安全な走行を図るとともに、交通安全協会等と連携し、町民に対する交通安全教室等を行い、交通安全意識の向上と事故防止に努めます。
消費者行政対策事業の推進	○ 消費者トラブルによる被害者救済を適切に行うとともに、消費者トラブルを回避するための情報発信に努め、町民の安全、安心な暮らしを確保します。
再犯防止対策の推進	○ 町民が安全で安心して暮らせる社会の実現を図るため「伊方町再犯防止推進計画」を本計画と一体的に策定し、関係機関との連携を図りながら、再犯防止施策を推進します。



## 基本施策2 人にやさしいまちづくり

ユニバーサルデザインの考え方に基づく公共施設等の整備を促進するとともに、道路や公共施設等のバリアフリー化の推進や移動手段の確保など、誰もが安全で快適に暮らせるまちづくりを推進します。

取組名	取組内容
ユニバーサルデザインのまちづくり	<ul style="list-style-type: none"><li>○ 高齢者や障がいのある人、子どもをはじめ、誰もが安全で快適に暮らすことができるよう、ユニバーサルデザインの考え方に基づき、公共施設や公園等生活空間のバリアフリー化等、改修、整備に努めます。</li><li>○ 傾斜が多い一部の地域においては、階段や細い街路への手すりの取り付けなど、高齢者等の利便性の向上を図ります。</li></ul>
移動支援	<ul style="list-style-type: none"><li>○ 「伊方町地域巡回バス」の情報提供を行い、高齢者等、利用者からの意見の把握に努め、運行ダイヤや経路ルートを検討し、ひきこもりの防止、外出の促進を図ります。</li></ul>
買い物弱者対策	<ul style="list-style-type: none"><li>○ 移動手段のない高齢者や障がいのある人など、いわゆる「買い物難民」を対象に、町内の事業者と連携し、移動販売事業等を実施し、日常生活の利便性向上による暮らしやすい環境づくりに努めます。</li></ul>

---

## 第6章 伊方町成年後見制度利用促進基本計画

---

### 【1】計画策定の社会的背景と趣旨

---

一人暮らし高齢者や高齢者のみの世帯の増加とともに、身寄りのない高齢者が認知症になることや知的障がい、精神障がいのある人が、親なき後に家族からの支援が受けられなくなったことにより、金銭管理や日常生活が困難になるケースなど、高齢化の進行に伴い、今後もこのような困難を抱える人が増えてくると考えられます。

成年後見制度は、認知症状や知的障がい等があることにより判断能力が不十分となり、日常生活や財産の管理等に支援が必要な人を社会全体で支え合うための制度であり、高齢化の進行等を背景として、今後、成年後見制度の需要が高まることが見込まれています。

国においては、令和4（2022）年3月に「第二期 成年後見制度利用促進基本計画」が策定され、制度の利用促進に関する施策が推進されています。

「成年後見制度利用促進法」の規定では、市町村に「市町村成年後見制度利用促進基本計画」の策定を求めており、さらに「第二期 成年後見制度利用促進基本計画」では、市町村に対して、関係機関と連携し、地域の実情に応じた地域連携ネットワークの構築や中核機関等の計画的な整備が求められています。

本町においても、町民の生活に密接に関わる成年後見制度を積極的に推進するために、本章を「成年後見制度利用促進法」の規定に基づく「伊方町成年後見制度利用促進基本計画」として位置付け、関係機関との連携をはじめ、地域福祉計画における権利擁護事業との連携を踏まえ、成年後見制度の利用促進及び権利擁護体制の充実を図ることとします。

### 【2】計画の期間及び評価・見直し

---

「伊方町成年後見制度利用促進基本計画」は、「伊方町第9期介護保険事業計画・高齢者保健福祉計画」及び「伊方町障がい者計画・第7期障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画」と一体的に策定しており、令和6（2024）年度～令和8（2026）年度を計画期間としています。そのため、上記両計画の見直しと合わせ、3年ごとに「伊方町高齢者及び障がい者権利擁護ネットワーク協議会（仮称）」等の意見を聴き、計画の評価を行い、計画を見直します。

### 【3】本町の現状

#### 1 成年後見制度の利用状況

成年後見制度の利用状況をみると、令和5（2023）年度では助成件数及び町長申立件数が各1件となっています。

#### 【成年後見制度の利用状況】

	平成30 (2018)年度	令和元 (2019)年度	令和2 (2020)年度	令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度	令和5 (2023)年度
助成件数(件)	1	0	1	2	6	1
町長申立件数(件)	1	4	2	5	6	1

	平成30 (2018)年度	令和元 (2019)年度	令和2 (2020)年度	令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度	令和5 (2023)年度
後見(人) <sup>※1</sup>	1	1	1	5	4	1
保佐(人) <sup>※2</sup>	0	2	0	0	1	0
補助(人) <sup>※3</sup>	0	1	1	0	1	0
任意後見(人) <sup>※4</sup>	0	0	0	0	0	0

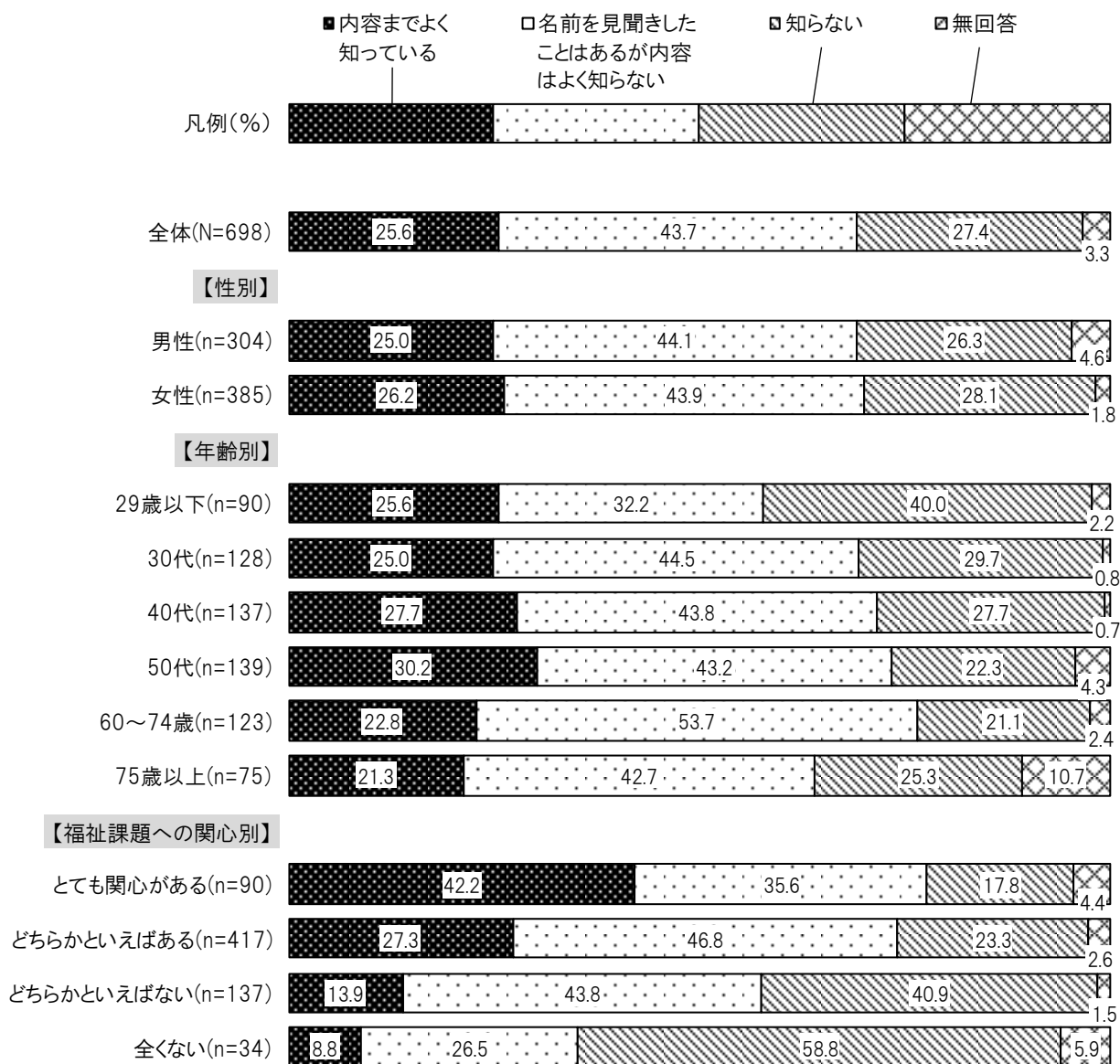
資料：成年後見制度町長申立て名簿（各年度3月末日現在）

- ※1 成年後見制度の対象者区分（3類型）の中でも、最も重い類型で、判断能力がほとんどなくなってしまった人に適用される。後見の場合、家庭裁判所に選ばれた「成年後見人」が「成年被後見人」を法的に支援、保護する。
- ※2 3類型の中では中間的な位置付けにあり、日常的な事柄は一人でできても、不動産取引等の重要な法律行為を一人ですることに不安があるような人に適用される。
- ※3 3類型の中では最も軽い類型で、判断能力がある程度低下してしまった人に適用される。補助の場合「補助人」が「被補助人」を法的に支援する。
- ※4 将来、判断能力が不十分になったときの後見事務の内容及び任意後見人を、自ら事前の契約によって決めておく制度で、本人が契約の締結等に必要の判断能力を有している間に、公正証書の作成が必要となる。

## 2 成年後見制度の認知状況

アンケート調査結果では、成年後見制度については、約7割が名称を知っていると回答していますが、内容までよく知っている人はおよそ4人に1人の割合となっています。認知率は、特に親の介護世代にあたると考えられる50代で最も多くなっています。また、福祉への関心が高い人ほど認知率も高い傾向にあります。

【 成年後見制度の認知状況 】



#### 【4】基本的な取組方針

本町における成年後見制度に係る取組やアンケート調査結果から読み取れる課題などを踏まえ、次に掲げる基本的な方針に基づき、具体的な取組を展開します。

目 的	○ 誰もが住み慣れた地域で、地域の人々と支え合いながら、尊厳を持って、その人らしい生活を継続できることを目指します。
取組目標	○ 権利や財産の保護を必要とする人が、成年後見制度をその人らしい生活を守るための制度として利用できる、権利擁護支援の地域ネットワークを構築します。
ネットワークの役割	○ 権利擁護支援が必要な人の発見、支援 ○ 早期の段階からの相談、対応体制の整備 ○ 意思決定支援、身上監護を重視した、成年後見制度利用の運用に資する支援体制の構築
施策の体系	基本施策1 成年後見制度の周知と理解の促進 基本施策2 利用促進に向けた支援体制の整備 基本施策3 関係機関との連携による適切な運用の推進

## 【5】施策の展開

### 基本施策1 成年後見制度の周知と理解の促進

取組名	取組内容
広報・啓発活動の推進	○ 町民の成年後見制度に対する関心を高め、理解の促進につながるよう、関係機関と連携し、町の広報紙やホームページなど、あらゆる手段や機会を活用して周知を図るとともに、制度の適切な利用に関する啓発活動を推進します。
相談窓口の周知	○ 町の広報紙やホームページなど、多様な媒体や機会を活用して、成年後見制度の利用に関する相談窓口の周知に努めます。
対応する職員等の資質向上	○ 関係機関と連携し、本町の職員をはじめ、ケアマネジャーや障害者相談支援事業所等を対象とした研修会等の開催に努め、成年後見制度の理解を深めるとともに、個別のニーズを把握し、制度の利用につながる事ができる人材の育成に努めます。

#### 【 具体的な取組内容 】

<ul style="list-style-type: none"> <li>○ ホームページ作成、広報紙への掲載</li> <li>○ 町施設や社会福祉法人等へのポスターの掲示</li> <li>○ 町民向け講演会、関係者向け研修会の実施</li> <li>○ パンフレット等の作成、関係機関への配布</li> <li>○ 広報内容、広報手段の随時見直し、改善 など</li> </ul>
---

### 基本施策2 利用促進に向けた支援体制の整備

取組名	取組内容
支援が必要な人の早期発見体制づくり	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 財産管理や必要な福祉サービスの利用手続きなど、権利擁護の支援が必要な人について、早期の発見に努めるとともに、速やかに必要な支援につなぐことができる体制の整備に努めます。</li> <li>○ 地域住民や家族からの相談、社会福祉協議会やケアマネジャー、民生委員・児童委員からの相談など、体制の整備にあたっては、関係機関と連携した早期発見の仕組みづくりに努めます。</li> </ul>

取組名	取組内容
相談支援体制の整備	○ 支援が必要な人やその家族等が、成年後見制度の利用について身近な地域で気軽に相談できるよう、関係機関と連携し相談窓口の周知及び機能の充実を図るとともに、本人の意思や心身の状態、生活の状況等を踏まえ、丁寧な制度の説明、きめ細かな相談支援に努めます。
ケース会議の開催	○ 成年後見制度の利用が適当であると判断された案件について、ケース会議の場を設定します。ケース会議は、町職員、相談支援機関の職員、その他関係機関が参加するほか、専門職団体に専門職の派遣を依頼し、法的、福祉的に複雑な案件に対応する環境を整えます。
町長申立の実施	○ 成年後見制度の利用が必要な状況であり、身近に申し立てる親族がいない場合に、成年後見町長申立を実施します。

#### 【 具体的な取組内容 】

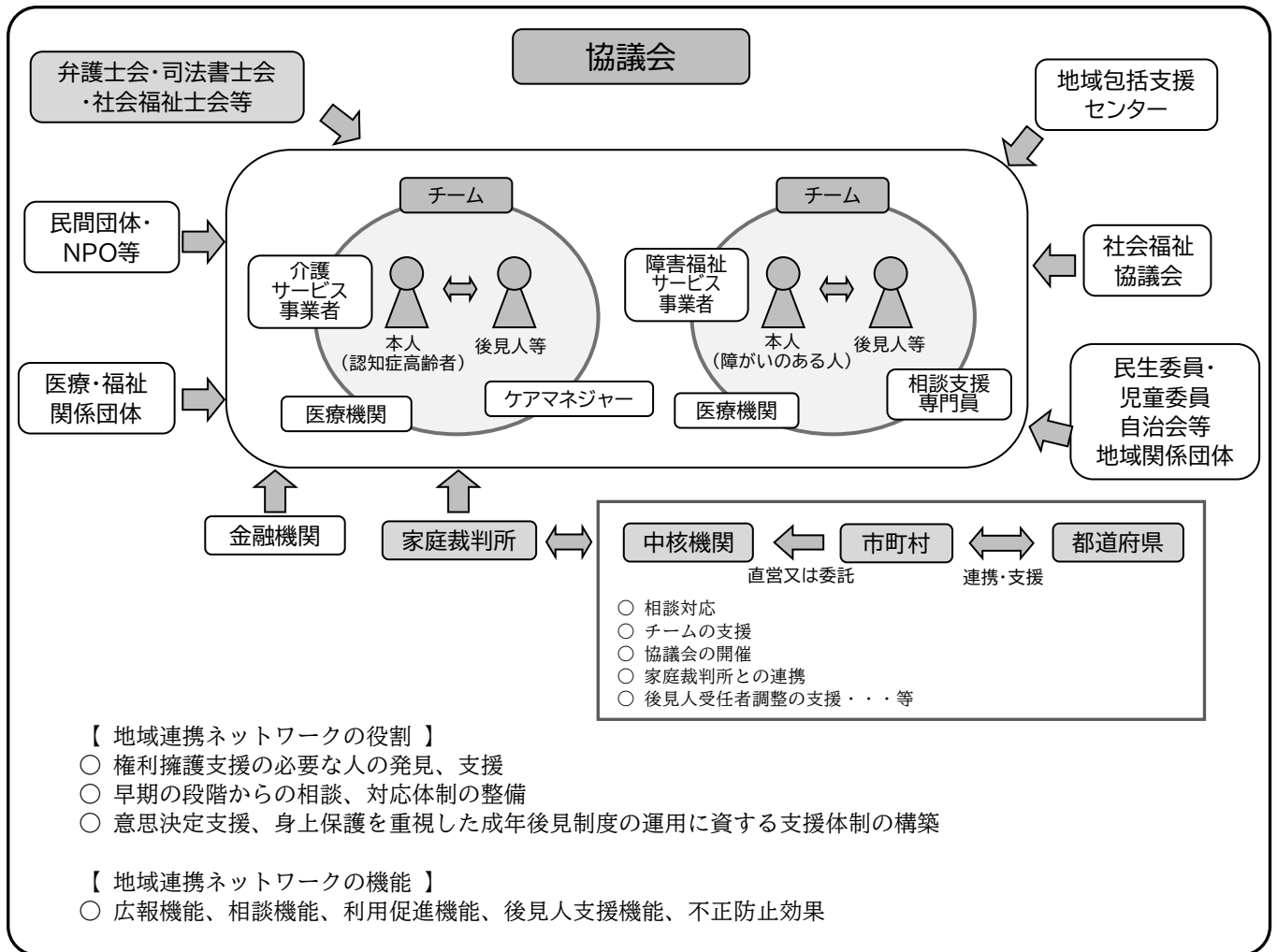
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 常設の一般相談窓口</li> <li>○ 町長申立の実施など成年後見人等候補者の調整を行うケース会議の開催</li> </ul>
---

### 基本施策3 関係機関との連携による適切な運用の推進

取組名	取組内容
後見人支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 十分な研修や組織的な支援を受けることができない親族後見人等が、一人で悩みや問題を抱えることがないように、日常的な相談に対応するとともに、本人の判断能力に変化があった場合など、適切な支援を継続できるよう、支援チームによる相談に対応します。</li> <li>○ 実施にあたっては、親族後見人等からの日常的な相談にも対応するほか、後見人支援のために、専門的知見が必要であると判断された場合の専門家の参加依頼、家庭裁判所との連絡、調整を図ります。</li> </ul>
チームによる支援体制の整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 本人に身近な親族、福祉、医療、地域等の関係者と後見人がチームとなって、日常的に本人を見守り、本人の意思や状況を継続的に把握し、必要な対応を行います。</li> <li>○ 「伊方町高齢者及び障がい者権利擁護ネットワーク協議会（仮称）」では、後見等開始の前後を問わず「チーム」に対して、法律や福祉の専門的助言等、必要な支援を行います。</li> </ul>

取組名	取組内容
中核機関・地域連携ネットワークの整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 地域の福祉や法律の専門職等と連携し、地域における制度の推進役として、地域連携ネットワークの中核となる機関（中核機関）を伊方町保健福祉課に設置し、名称を「伊方町成年後見支援センター（仮称）」とします。</li> <li>○ 「伊方町成年後見支援センター（仮称）」には「司令塔機能」「事務局機能」「進行管理機能」の役割を定め、専門職による専門的助言等の確保や「伊方町高齢者及び障がい者権利擁護ネットワーク協議会（仮称）」の事務局など、地域連携ネットワークの運営、調整を担います。</li> </ul>

【 地域連携ネットワークのイメージ図 】



資料：厚生労働省の資料に基づき作成



取組名	取組内容
不正防止	○ 親族や後見人等の理解不足、知識不足による不正や意図的な不正行為の予防、早期発見につながるよう、後見人等と状況確認や情報提供、相談対応を行います。
成年後見制度の利用に関する助成	○ 成年後見制度の利用が必要な 65 歳以上の高齢者、知的障がいのある人、精神障がいのある人に対して、町長申立による成年後見制度の申し立てに要する経費について、低所得者が負担する後見人等への報酬の全部又は一部を助成します。（介護保険事業における地域支援事業及び地域生活支援事業補助金）

【 具体的な取組内容 】

- 常設の一般相談窓口
- 地域連携ネットワークによる情報提供、現状把握
- 不正事例の情報収集、情報発信 など

---

## 第7章 伊方町再犯防止推進計画

---

### 【1】計画策定の社会的背景と趣旨

---

全国における刑法犯の認知件数は、令和5（2023）年で約70万件となっており、平成30（2018）年から令和3（2021）年にかけて減少傾向にあったものの、令和4（2022）年以降、増加で推移しています。

刑法犯により検挙された人のうち再犯者<sup>※1</sup>の人員は、令和5（2023）年では約8万1,000人で、刑法犯検挙者に占める再犯者の人員の割合（再犯者率<sup>※2</sup>）は47.9%となっており、再犯者率は横ばいで推移しています。

罪や非行をした人の多くは、安定した仕事に就けないことや住居を確保できないことなどにより、社会への復帰が困難な状況にあることが、再犯の大きな要因であるとされています。

国においては「再犯防止推進法」の施行により、再犯の防止等に関する国や地方公共団体の責務を明確にし、総合的かつ計画的に再犯防止施策を推進していくための基本事項を定めるとともに、都道府県及び市町村に対して「地方再犯防止推進計画」の策定に努めることを求めています。また、令和5（2023）年3月に「第二次再犯防止推進計画」が策定されました。

本町においては、再犯防止施策に係る取組を「再犯防止推進法」の規定に基づく「伊方町再犯防止推進計画」として位置付け、誰もが安全で安心して暮らせる社会を実現するため、再犯防止施策の推進に取り組みます。

※1 前に道路交通法違反を除く犯罪により検挙されたことがあり、再び検挙された者のこと。

※2 刑法犯検挙人員に占める再犯者の人員の比率のこと。

### 【2】計画の期間

---

「伊方町再犯防止推進計画」の計画期間は「伊方町第1次地域福祉計画」と一体的に策定することから、令和7（2025）年度から令和13（2031）年度までの7年間とします。

ただし、社会情勢の変化や制度等の改正、本町の現状の変化等により、適宜、内容についての見直しを行う場合があります。

### 【3】計画の対象者

---

「伊方町再犯防止推進計画」の対象者は「再犯防止推進法」第2条第1項に規定する「犯罪をした者又は非行少年（非行のある少年をいう。）若しくは非行少年であった者」です。

## 【4】愛媛県の動向

愛媛県においては、令和6（2024）年3月に「第二次愛媛県再犯防止推進計画」を策定し「再犯防止推進法」に掲げる「基本理念」及び国の「再犯防止推進計画」に掲げる「基本方針」を踏まえて取り組むこととしています。

「第二次愛媛県再犯防止推進計画」では、愛媛県の状況に応じて、次の6つの重点課題に取り組むこととしています。

### 【参考／「第二次愛媛県再犯防止推進計画」における重点課題】

重点課題	<ul style="list-style-type: none"><li>① 国・市町・民間団体等との連携強化</li><li>② 就労・住居の確保</li><li>③ 保健医療・福祉サービスの利用の促進</li><li>④ 非行の防止及び学校等と連携した修学支援の実施等</li><li>⑤ 犯罪をした者等の特性に応じた効果的な支援の実施</li><li>⑥ 民間協力者の活動の促進、広報・啓発活動の推進</li></ul>
------	--

## 【5】再犯防止施策を取り巻く現状

### 1 刑法犯認知件数

刑法犯認知件数の推移をみると、全国及び愛媛県では令和3（2021）年まで減少傾向にありましたが、令和4（2022）年以降、増加傾向にあります。本町では増減しながら推移しており、令和5（2023）年では、愛媛県で6,809件、本町は28件となっています。

#### 【刑法犯認知件数の推移】

（単位：件）

	平成30 (2018)年	令和元 (2019)年	令和2 (2020)年	令和3 (2021)年	令和4 (2022)年	令和5 (2023)年	増減率 (%)
全国	817,338	748,559	614,231	568,104	601,331	703,351	-13.9
愛媛県	8,626	7,446	6,433	5,804	5,970	6,809	-21.1
伊方町	16	18	7	12	15	28	75.0

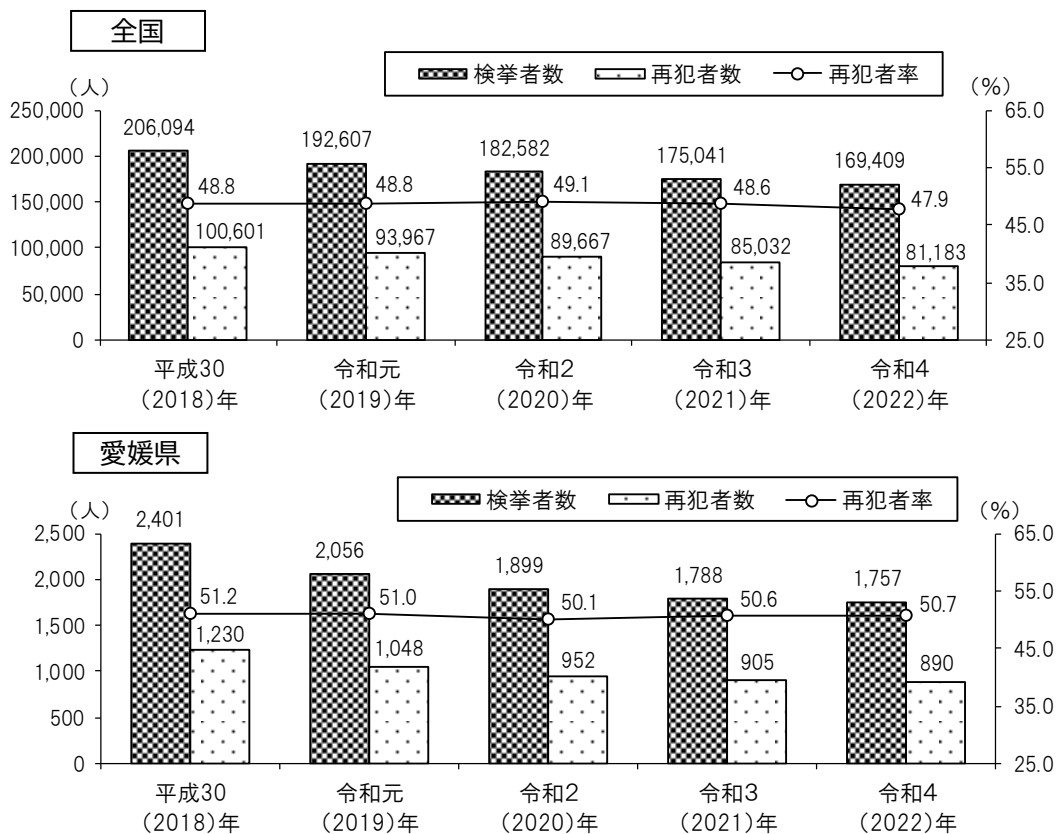
注：増減率は、平成30（2018）年から令和5（2023）年にかけての増減割合

資料：全国及び愛媛県は警察庁「刑法犯に関する統計資料」、伊方町は「愛媛県オープンデータ」より作成

## 2 愛媛県における再犯の状況

全国及び愛媛県においては、近年、検挙者数及び再犯者数は減少傾向にあり、再犯者率は5割程度となっています。

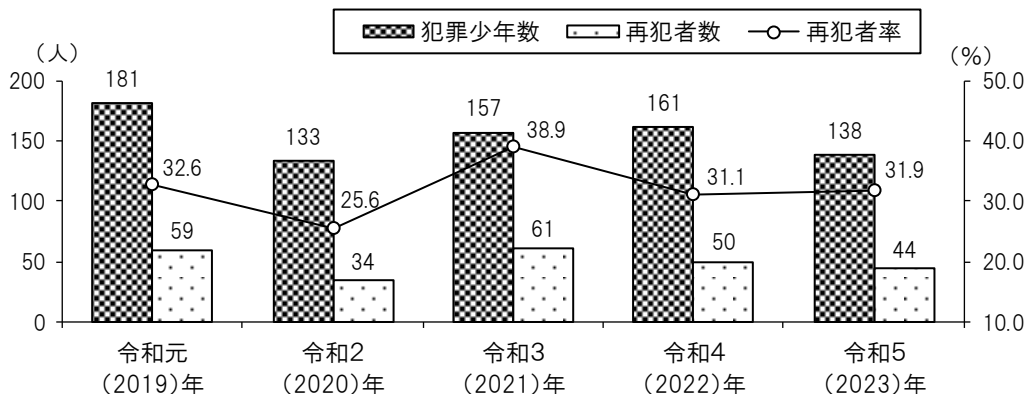
【 刑法犯検挙者中の再犯者数・再犯者率 】



資料：全国は「再犯防止推進白書」、愛媛県は「第二次愛媛県再犯防止推進計画」より作成

愛媛県における犯罪少年(刑法)の再犯者数は、増減しながら推移しており、令和5(2023)年では再犯者率は31.9%となっています。

【 犯罪少年(刑法)の再犯者数・再犯者率(愛媛県) 】



資料：「第二次愛媛県再犯防止推進計画」より作成

### 3 アンケート調査結果の概要

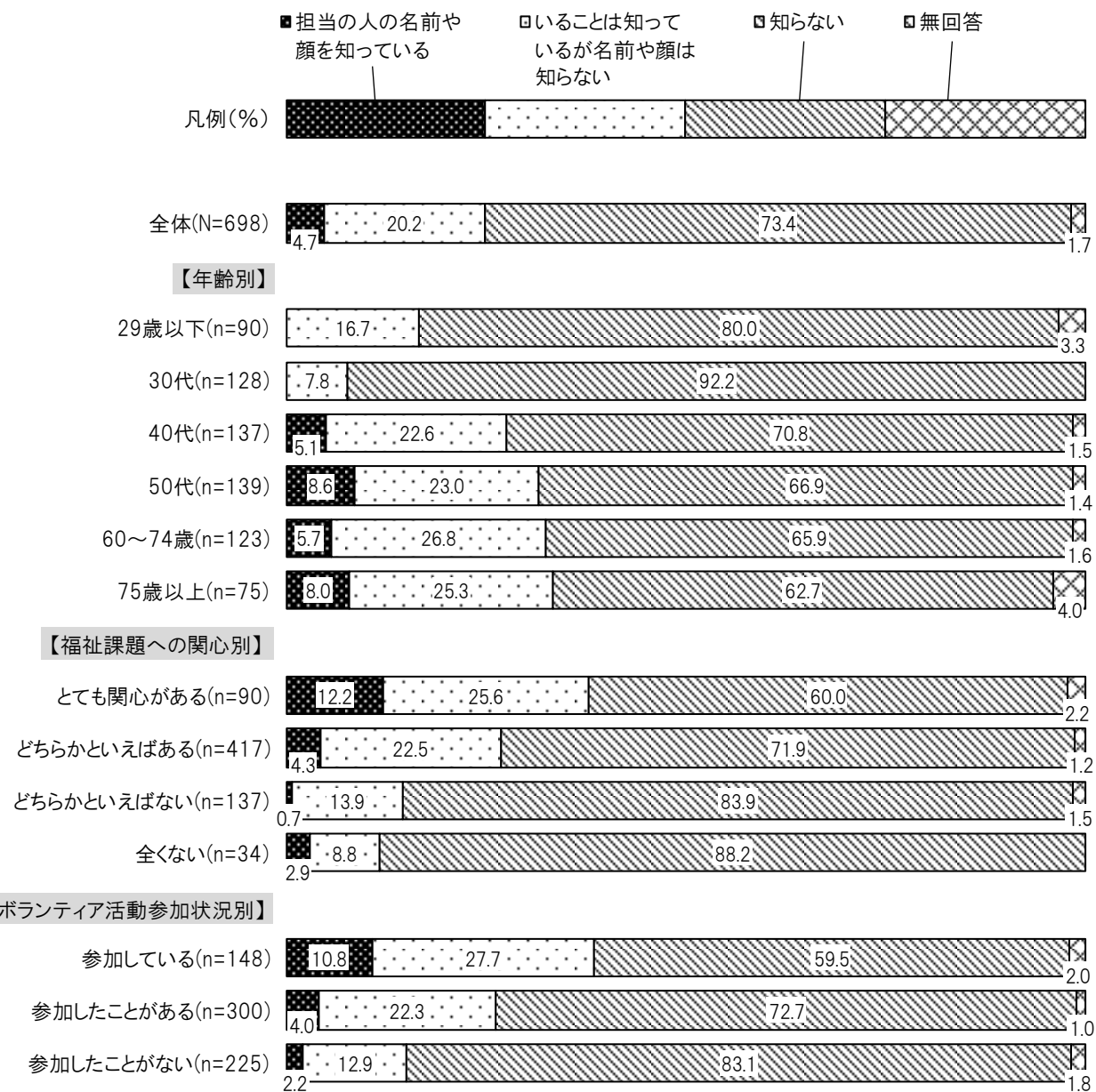
#### (1) 保護司の認知状況

アンケート調査結果では、保護司の「担当の人の名前や顔を知っている」と「いることは知っているが名前や顔は知らない」人の合計で、およそ4人に1人の割合となっています。

年齢別では、30代で「知らない」の割合が他の年齢層を大きく上回っています。

一方で、福祉課題への関心が高い人やボランティア活動に参加した経験がある人ほど認知率も高く、相関性がうかがえます。

【 保護司の認知状況 】

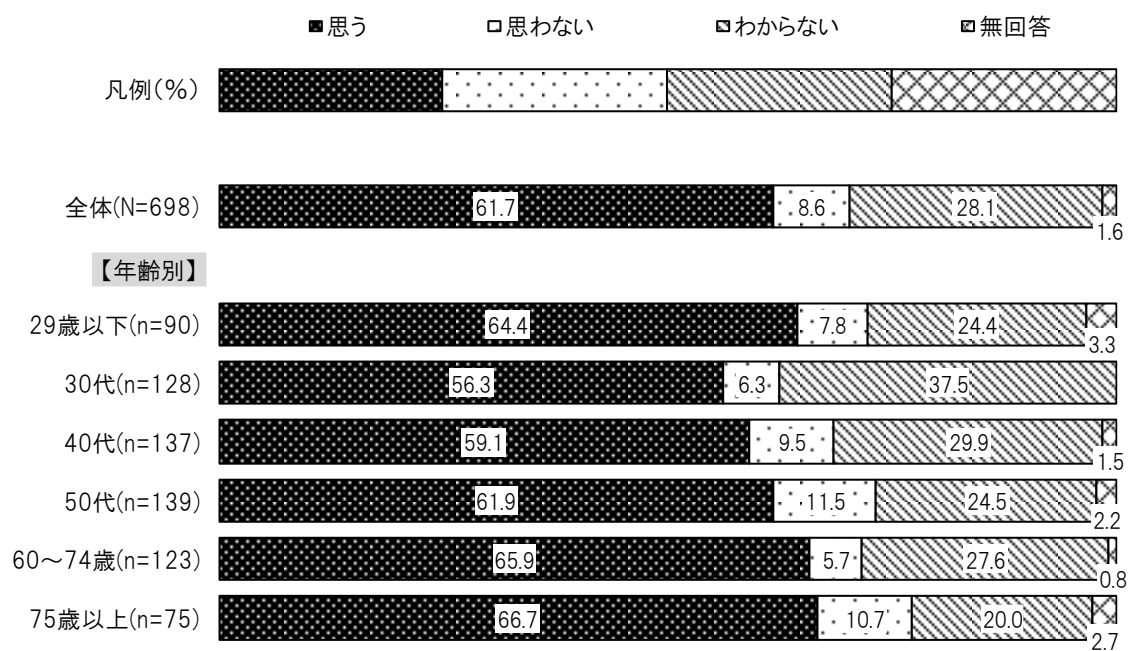


## (2) 伊方町は犯罪の少ないまちだと思うこと

伊方町は犯罪の少ないまちだと思うことについては、「思う」と回答した人がおよそ6割となっています。

年齢別では、30代で「わからない」の割合が他の年齢層に比べて高くなっています。

【 伊方町は犯罪の少ないまちだと思うこと 】



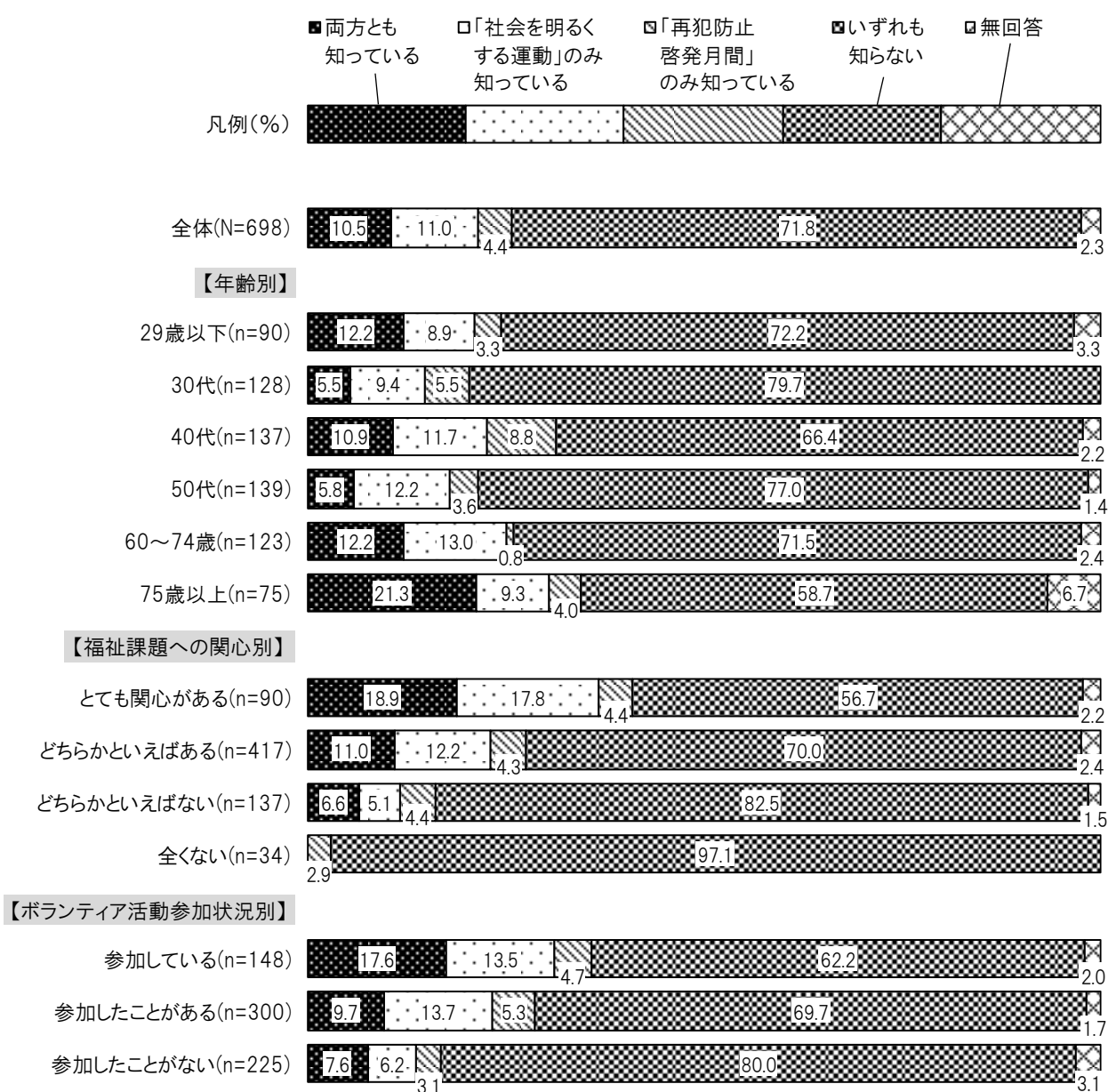
### (3) 「社会を明るくする運動」や「再犯防止啓発月間」の認知状況

「社会を明るくする運動」や「再犯防止啓発月間」については「いずれも知らない」の割合が7割以上で最も高く、次いで「社会を明るくする運動のみ知っている」「両方とも知っている」が、それぞれが1割程度となっています。

年齢別では30代や50代で「いずれも知らない」、75歳以上で「両方とも知っている」の割合がそれぞれ他の年齢層に比べて高くなっています。

さらに、福祉課題への関心が高い人やボランティア活動に参加した経験がある人ほど認知率も高く、相関性がうかがえます。

【「社会を明るくする運動」や「再犯防止啓発月間」の認知状況】



## 【6】施策の展開

本町においては、国や県からの情報の活用や施策への協力等により連携を深めるとともに、関係機関と連携して、犯罪や非行をした人の社会復帰を支援し、地域住民の理解と協力を得ながら、社会で孤立させないことで再犯の防止につなぎ、誰もが安心して暮らせる社会の実現を目指します。

取組名	取組内容
広報・啓発活動の推進	○ 毎年7月に全国で展開される「社会を明るくする運動強調月間」「再犯防止啓発月間」及び「青少年の非行・被害防止全国強調月間」において、犯罪や非行の防止と更生に関する町民の理解を促進するため、広報・啓発に取り組みます。
出所者等への生活支援	○ 矯正施設出所者等に対して、必要に応じて生活困窮者自立支援制度などの支援制度を紹介するなど、社会生活を営む上で必要な支援を行います。
関係機関・団体との連携	○ 「保護司会（愛媛県保護司会連合会）」や「更生保護サポートセンター※ <sup>1</sup> 」が実施する研修会等に参加し、再犯防止の現状を把握するとともに、関係機関との連携を強化します。
保健・医療・福祉分野における生活支援	○ 矯正施設出所者等が、必要な福祉サービスを受けることができるよう「愛媛県地域生活定着支援センター※ <sup>2</sup> 」と連携し、関係機関で支援します。 ○ 犯罪被害者やその家族が安心して生活できるよう、医療や福祉など各分野と連携し、ニーズに応じた支援に取り組みます。
コレワーク四国との連携体制の構築	○ 矯正施設出所者等に対して、就労や雇用に関する相談支援をはじめ、情報提供を行っている「コレワーク四国（矯正就労支援情報センター室）※ <sup>3</sup> 」との連携体制を構築し、刑務所出所者等の就労を支援します。

※1 保護司、保護司会が、地域の関係機関や団体と連携して地域で更生保護活動を行うための拠点のこと。その多くは保護司会が市町村や公的機関の施設の一部を借用して開設しており、そこでは、経験豊富な「企画調整保護司」が常駐して、保護司の処遇活動に対する支援や関係機関との連携による地域ネットワークの構築等を行っている。

※2 矯正施設を退所した後、高齢又は障がいのために自立した日常生活を営むことが困難な人に対し、福祉サービス等の利用の支援を行うための機関のこと。各都道府県に設置され、愛媛県では愛媛県社会福祉協議会に委託している。

※3 刑務所出所者等の雇用を検討している事業主に対し、採用手続きのサポート等を行う法務省の機関のこと。



取組名	取組内容
非行の防止と修学支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 「松山法務少年支援センター（松山少年鑑別所）※」の専門的な相談支援機能と連携し、非行防止の取組を推進します。</li> <li>○ 保護観察対象となっている少年の再非行の防止や修学支援に向けて、保護司や民生委員・児童委員等と学校の連携を強化するとともに、関係機関と学校の協力関係の強化を図ります。</li> </ul>

※ 「少年鑑別所法（平成 26 年法律第 59 号）」の規定に基づき、児童福祉機関、学校、教育機関等の青少年の健全育成に携わる関係機関や関係団体と連携を図り、地域における非行及び犯罪の防止に関する活動や健全育成に関する活動などに取り組んでいる機関のこと。

---

## 第8章 計画の推進

---

### 【1】計画の推進体制

---

#### 1 計画の周知及び町民意識の反映

本計画の推進にあたっては、行政と町民や福祉サービス提供事業者、関係団体等が連携し、協働して取り組むことが重要です。そのため、町の広報紙やホームページ等の活用をはじめ、様々な場を活用し、本計画に基づく取組内容についての周知に努め、地域福祉に対する町民の意識の向上を図ります。また、様々な機会を捉えて、関係団体や町民等からの意見やニーズを聞き取り、施策への反映を図ります。

#### 2 関係機関・各種団体等との連携

本計画を効果的かつ計画的に推進するため、国や愛媛県をはじめ、他の自治体等の情報を的確に把握するとともに、町民、関係機関や各種団体等との連携の強化に努めます。

#### 3 伊方町地域福祉計画策定委員会等の意見反映

本計画は、有識者、関係団体等で構成する「伊方町地域福祉計画策定委員会」の意見や提言を基に策定しており、計画の推進にあたっては、同委員会をはじめ、関係する附属機関や団体等の意向を十分に尊重しながら施策への反映を図ります。

#### 4 庁内の推進体制の充実

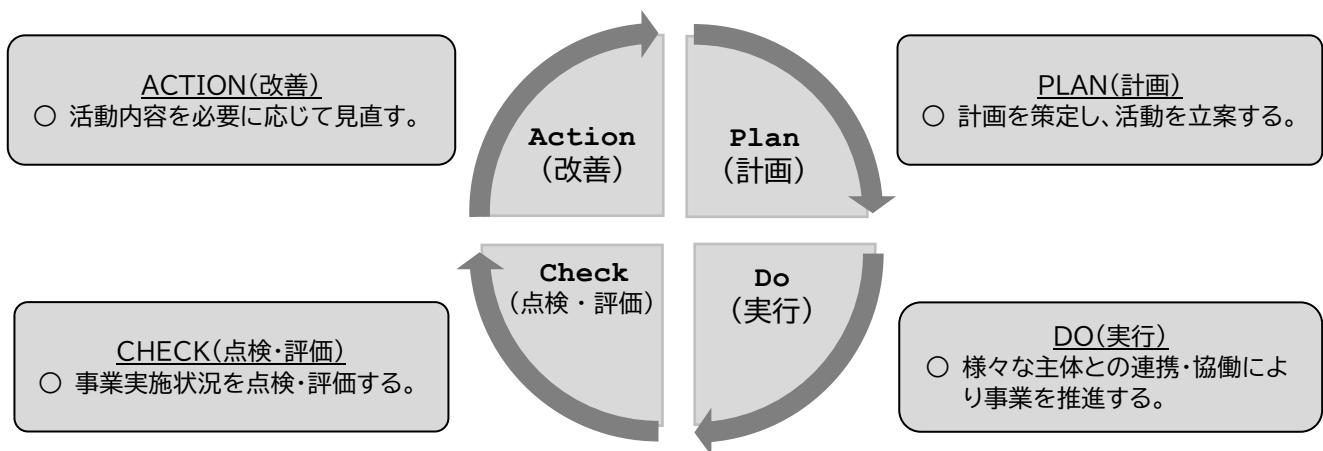
本計画は、町政の福祉に関わる幅広い分野にわたる計画でもあり、長期的な視点に立ち、全庁的に計画を着実に推進していく必要があります。関係する部署間の総合的な調整を行い、連携の強化を図りながら、地域福祉に関する取組を総合的かつ効果的に推進します。

## 【2】計画の点検及び評価

庁内においては、定期的に、本計画の進捗状況について点検及び評価を実施します。

本計画の着実な進行に向けて、PLAN（計画）、DO（実行）、CHECK（点検・評価）、ACTION（改善）による進行管理（PDCAサイクル）に基づき、進捗状況を管理するとともに、次の施策に生かすために必要に応じて改善を図ります。

### 【参考／PDCAサイクルによる進捗評価】



## 資料編

### 【1】伊方町地域福祉計画策定委員会設置要綱

令和6年12月10日

告示第94号

(設置)

第1条 社会福祉法(昭和26年法律第45号)第107条の規定に基づき伊方町地域福祉計画(以下「地域福祉計画」という。)を策定するため、伊方町地域福祉計画策定委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について検討及び協議を行い、策定した地域福祉計画を町長に提出するものとする。

- (1) 地域福祉計画の策定に関すること。
- (2) その他地域福祉計画の策定に関し必要な事項。

(組織)

第3条 委員会は、委員15人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、町長が委嘱又は任命する。

- (1) 学識経験者
- (2) 福祉団体関係者
- (3) 地域団体関係者
- (4) 関係行政機関の職員

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱又は任命された日から地域福祉計画の策定完了の日までとする。

2 委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長等)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を各1人置き、委員長は副町長をもって充て、副委員長は委員のうちから選任する。

2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。

2 委員長は、必要に応じて委員以外の者に委員会の出席を求め、その意見を聞くことができる。

(守秘義務)

第7条 委員は、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。また、その職を退いた後も同様とする。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、保健福祉課において処理する。

(その他)

第9条 この告示に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、令和6年12月10日から施行する。

## 【2】伊方町地域福祉計画策定委員会名簿

区 分	氏 名	所 属	備 考
学識経験者	野村 雅英	校長会 会長	
	門田 政富	八幡浜医師会 理事	
	木下 芳子	伊方町保育所所長会 代表	
福祉団体関係者	都築 敏男	西宇和郡障害者協会 会長	
	井上 久幸	伊方町社会福祉協議会 事務局長	
	川上 真一	つわぶき荘 施設長	
地域団体関係者	梶原 吉文	伊方町民生児童委員協議会 会長	副委員長
	菊池 吉峰	伊方町老人クラブ連合会 会長	
	濱本 真彰	伊方町PTA連合会 会長	
	福田 正弘	伊方町区長会 副会長	
	杉山 幸子	伊方町女性団体連絡会 会長	
	山根 龍司	八幡浜地区保護司会伊方分区 分区長	
行政関係	濱松 一良	伊方町 副町長	委員長
計	13名		

伊方町 第1次地域福祉計画

---

発行年月／令和7（2025）年3月

発行者／愛媛県 伊方町 保健福祉課

〒796-0301 愛媛県西宇和郡伊方町湊浦 1993 番地 1

電話（0894）38-0217

FAX（0894）38-1120

---